

# 第 48 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

# 第 48 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 25 年 10 月 3 日 (木)  
14 時 00 分 から  
場 所 玉山総合事務所 3 階 大会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 区長あいさつ

### 4 議事録署名員の選出

### 5 議 事

#### (1) 報 告

報告第 1 号 重要眺望地点標示板の設置について

(説明者：景観政策課 内宮参事兼課長)

報告第 2 号 渋民公民館の指定管理者制度導入について (答申への対応状況について)

(説明者：教育委員会 大山参事兼生涯学習課長)

報告第 3 号 盛岡市公民館条例の一部改正について

(説明者：教育委員会 大山参事兼生涯学習課長)

報告第 4 号 新市建設計画に係る執行状況の報告について

(説明者：企画調整課 古館課長)

報告第 5 号 台風 18 号に係る盛岡市の対応状況について

(説明者：消防防災課 長谷川課長)

#### (2) 審 議

##### ア 諮問事項

審議第 1 号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

(説明者：教育委員会 星教育次長兼学務教職員課長)

##### イ 自主的審議事項

審議第 2 号 委員提案事項について

「農林部を玉山総合事務所に移転することについて」

(説明者：佐々木由勝委員)

審議第 3 号 委員提案事項について

「IGR 線下田駅の早期着工と駅名について」

(説明者：佐々木由勝委員)

### 6 その他


### 7 閉 会


## 盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成25年11月15日 議事録署名員 村山美栄子 

平成25年11月15日 議事録署名員 皆川ミエ子 

# 議 事 録

## ○ 会議概要

### 1 会議名

第48回盛岡市玉山区地域協議会

### 2 開催日時

平成25年10月3日（木） 14時00分から17時36分

### 3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

### 4 出席者 (33名)

委員：福田稔 委員（会長）、右京富弥 委員（副会長）

（14名） 伊香信子 委員、岩崎隆 委員、小橋弓子 委員、駒井元 委員、齋藤勲 委員  
桜輝夫 委員、佐々木由勝 委員、竹田アサ 委員、津志田貞子 委員  
松坂幸美 委員、皆川ミエ子 委員、村山美栄子 委員  
（欠席者 千葉進 委員）

市側出席者：萬事務長

（24名） （都市整備部）内宮参事兼景観政策課長  
（市長公室）古館企画調整課長、藤澤企画調整課計画係長、山本企画調整課  
主任  
（総務部）長谷川消防防災課長、藤澤危機管理課長  
（教育委員会）大山参事兼生涯学習課長、小西生涯学習課主査  
星教育次長兼学務教職員課長、杉本学務教職員課長補佐  
吉田学務教職員課学事助成係長  
（玉山総合事務所）佐々木参事兼総務課長、村山税務住民課長兼主幹  
佐藤健康福祉課長、大澤産業振興課長  
泉館産業振興課主幹兼主任主査、水澤建設課長  
（渋民公民館）本山主幹兼館長補佐  
（農業委員会事務局玉山分室）畠山主幹  
事務局（玉山総務課）：佐々木主任主査、吉田主査、佐藤主任  
加藤主任

### 5 傍聴者 なし

マスコミ取材2社 岩手日報社、盛岡タイムス

## ○ 会議内容

### 1 開会

(佐々木参事兼総務課長) 皆様、本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまから第48回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本協議会は、委員総数の半数以上で会議が成立すると、そういう規定となっております。委員15名中14名の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。

### 2 会長あいさつ

(佐々木参事兼総務課長) それでは、福田会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

(福田会長) ご苦労さまでございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は第48回の盛岡市玉山区地域協議会の開会に当たりまして、皆様にご案内を申し上げたわけですが、時節柄大変お忙しいところご出席を賜りましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、去る9月16日、18号台風による大雨洪水という大変な被害をこうむったわけですが、これら等によります建物や道路、農地等が甚大な被害を受けたわけですが、今市当局によりまして、被害状況等について調査が進められておるわけですが、いまだかつてない、玉山区においての大災害となったわけですが、特にも上流、松川の整備された川というものが大変大きな被害を呼び起こしたわけですが、こういう面を捉えますと玉山区におきましては何としても、基幹産業は農業なわけですが、災害が発生するたびに農地が被害をこうむるといような状況があるわけですが、一刻もこういう大きな被害に遭遇しないような体制の整備をしていただきたいものだと思うところでございます。

また、それぞれの地域におきましては住宅の床上浸水等、大変な被害なわけですが、毎日苦しい、厳しい生活が余儀なくされておるわけですが、さらに農家におきましては収穫期を前にしての大災害なわけですが、大変な1年間の苦労が水の泡になってしまうという状況なわけですが、さらに施設関係、農業機械など全てが流失してしまったというような状況もあるわけですが、そういう面に遭遇されました被災地の皆様方に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復旧できるように願いたいものだと思うわけですが、

それぞれ地域の方々、そしてまた皆様方からも現地に赴いて、被災者の方々を激励しながら、あるいはボランティアに参加をしながらお手伝いをされたこと、こう思うわけですが、我々地域におきましては大変な大きな災害に当たりまして、今後の対策にこれから我々行政に対してもお願いをしつつ改善をしていかなければならないと、こう思っております。

さて、先般開催されました住民懇談会、あるいは先進地の研修会と、めじろ押しで皆様

方からご苦勞いただいておりますが、研修の成果あるいは懇談会の住民の意見、要望等を集約しながら、今後我々の地域協議会のあり方、進め方、そして取り組み方等についてご検討をいただければと、こう思うわけでございます。

本日はいろんな案件があるわけでございますが、報告関係につきましては5つほどあるわけでございまして、審議事項につきましては諮問事項1件、自主的審議事項が2件という形でご提案を申し上げますが、それぞれ皆様方からご意見を賜り、そしてよりよい方向性を見出していただければ幸いと、こう思うわけでございます。

なお、協議会の終了後におきまして第4回目の玉山区地域自治区制度検討会を開催する予定となっておりますので、ひとつ委員の皆様方からもこのことにつきましても忌憚のないご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、措辞簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

(佐々木参事兼総務課長) ありがとうございます。

### 3 区長あいさつ

(佐々木参事兼総務課長) 続きまして、萬事務長からご挨拶を申し上げます。

(萬事務長) どうもこんにちは。本日はご多用中のところ、第48回玉山区地域協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

その前に、区長ですが、ちょっとよんどころない事情がございまして、きょうは出席をいたしかねておりますので、私のほうからご挨拶を申し上げます。

今会長さんからもお話ありましたが、9月16日の台風18号に伴う大雨洪水により、被害に遭われました皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

ご案内のように、今回の台風により玉山区内では松川流域を中心に、かつてない深刻な被害が発生したところでございます。中でも下田、川崎地区におきましては集落全域がほぼ浸水する、現在でも住宅、農地等への瓦れき、土砂等の流入により通常の生活がままならないような状況が続いております。これまで近隣の方や自治会関係者の方を初め、市内外からお越しの多数のボランティアのご協力により、住宅の泥出しや家財の運び出しなど、当面の生活を確保するための作業が行われてまいりました。

市といたしましても、災害応急対応から、今後は被災された皆様の生活支援へと重点を移しながら対応してまいりたいと存じております。ついては、来週10月の7日から被害の大きかった5つの地域を巡回し、住民説明会を開催する予定としておりますが、被災者の皆様から寄せられたご意見、ご要望等につきましても可能な限り迅速に対応するよう鋭意努力してまいりたいと思っております。

本日の議題でも今回の被害状況等についてご報告させていただく予定となっておりますが、引き続き地域の皆様のご理解、ご支援を賜りながら復旧、復興に全力を尽くしてまいりたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日は報告事項5件、諮問事項合わせて3件を協議させていただくことになってお

ります。委員の皆様の忌憚のないご意見を期待申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 4 議事録署名員の選出

(佐々木参事兼総務課長) 次に、次第の4でございます議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長に議長を務めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

(福田会長) それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

4の議事録署名員の選出でございますが、恒例によりましてこちらからご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声 )

(福田会長) それでは、こちらからご指名をいたしますので、ご承認を賜りたいと思います。皆川ミエ子委員、村山美栄子委員のご両名にお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 5 議 事

##### (1) 報 告

(福田会長) それでは、早速議事でございますが、5番の議事に入ります。

議事に入るわけでございますが、本日の会議は公開で行いたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

報告第1号 重要眺望地点標示板の設置についてをご報告いたします。

説明を願います。

(内宮参事兼景観政策課長) 景観政策課の内宮でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料ごらんいただきたいと存じます。私のほうからは平成25年度の玉山区重要眺望地点の標示板の設置につきましてご報告をさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと存じます。事業の目的でございますけれども、平成19年度に策定いたしました玉山区の建築景観ガイドラインにおきまして、良好な景観の形成を図るとともに、岩手山や姫神山が望める主要な眺望地点8地点を重要眺望地点というふうに位置づけております。これらの8地点の重要眺望地点に山並み眺望の大切さを広く周知するというを目的といたしまして、平成20年度から順次、渋民公園からの岩手山・姫神山の眺望視点場を初め、これまでに5地点に標示板を設置してきたところでございます。今年度につきましては、門前寺からの岩手山・姫神山の眺望視点場に重要眺望地点の



標示板をするものでございます。

なお、重要な8眺望地点の場所と重要眺望地点の設置の状況につきましては、次の①から⑧に示したとおりでございまして、⑤の天峰山から岩手山・姫神山の眺望視点場につきましては昨年度、平成24年度に実施済みでございまして、今年度は⑥を設置しようとするものでございます。

次に、具体的な事業の内容でございますけれども、②の設置場所につきましてはお手元の囲みの資料2をお開きいただきたいと存じますけれども、そちらのほうに付近見取り図と配置図が書いてございます。玉山区門前寺字柏木平の市道脇を予定をいたしてございます。

資料3のほうには門前寺からの岩手山の眺望、姫神山の眺望の写真と、設置予定場所の現況の写真をお示ししてございます。

それから、資料4と5につきましては具体的な標示板の仕様書でございまして、平成20年度から設置しております標示板と基本的に同じ仕様ということになってございます。設置時期につきましては11月を予定してございまして、現在敷地の管理担当課でございます道路管理課と協議しながら進めておるところでございまして、

説明は以上でございまして、よろしく願いをいたします。

(福田会長) 以上で報告事項第1号の説明が終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問等いただきたいと思っておりますが。

はい、どうぞ。

(岩崎委員) このページの10月の岩手山と9月の姫神山が載るのですかね、これが。

(内宮参事兼景観政策課長) 一応今直近でこれがうちのほうで写した写真でして、手元にあつたのである程度セレクトはしたのですけれども、今の予定ですとこの写真でいきたいなというふうには思っておりますけれども、何か特に具体的なご提案あればいただきたいと。

(岩崎委員) というか、今天気にもよるのですけれども、田植えが終わった後の水田に、ちょうど苗と、あと岩手山がその水面に映るような風景も結構きれいだというような住民の方からの声があるので、もしこれからまだ選考されるのであればそういう意見もあるということで、参考にさせていただければなと思っておりますので、お願いいたします。

(内宮参事兼景観政策課長) ありがとうございます。それを参考にさせていただきます、検討させていただきます。

(福田会長) ありがとうございます。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 計画的に設置をいただいております。ありがとうございます。この場所はよく見させてもらっておりますけれども、看板が立つと同時に車で通行される皆さんが駐車を

します、停車をします。見た感じではスペースが道路にとめてしまうと、狭い道路なので市の用地になるのか、地域の方の農地、あるいは道路際の部分を車の幅ぐらい、何台分かの余白部分を設けていただきたいと。市有地であれば管理課、担当課と相談をしながら、水路等があればそれを埋めて何台かとめるようにしておかないと、きっと時期によっては交通の妨げになる可能性があると思います。要望でございます。

(福田会長) この道路脇ですけれども、確かにスペースはあります。今ちょうどここに作業小屋がありますが、この脇に道路があります。ですから、しょっちゅう使う道路ではないわけございまして、むしろそっちに入って駐車したほうが安全かなと思うのですけれども、ちょうど門前寺の墓地に行く道路なのですが、この辺もちょっと入ったほうが道路沿いに駐車場を設けるよりも安全性はあるのかなと、こうと思いますが、いずれその辺調査してみてください。

(内宮参事兼景観政策課長) わかりました。今のところといたしますか、基本的には市所管の道路敷を考えておりますので、会長からのご提言と、あとあわせて道路敷の間の具体の場所、市有地ではございます。市の道路敷ですので、その辺は道路管理課とちょっと詰めさせていただきますと存じますので、ありがとうございます。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(なしの声)

(福田会長) ないようですが、報告の第1号につきましては以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

(福田会長) どうもありがとうございました。

それでは、報告第2号に入ります。報告第2号 渋民公民館の指定管理者制度導入についてを報告いたします。

これは答申への対応状況についての説明になろうと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

(大山参事兼生涯学習課長) 盛岡市教育委員会事務局生涯学習課でございます。どうぞよろしく願いいたします。

渋民公民館の指定管理者制度導入につきまして、答申をいただいております事項につきましてご回答申し上げたいと思います。

答申は2項目いただいております。1項目めでございますが、運営や事業の企画実施に関し、利用者と協議の機会を設けるなど、地域の意見、要望の反映に努めることにつきましては、運営事業の企画実施に関しましては利用団体協議会などの組織を立ち上げて、意

見や要望の反映に努めてまいりたいと考えてございます。

2項目でございます。地域の特性に応じた社会教育を実施するために必要な人材の配置に努めることにつきましては、必要な人材を配置することが円滑な運営に大切なことと考えてございます。適切な人材を配置するよう指定管理者へ要望することといたします。また、指定管理者からの申請を審査する際にも、内容につきましては確認の上、チェックしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりました。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。  
はい、どうぞ。

(佐々木委員) 対応ありがとうございます。これについてはいろいろご意見を申し上げた経緯がありますので、若干気になるところがありますから、お話を申し上げておきます。

利用団体との意見交換については組織を立ち上げていただくと、これはこれで結構であります。今の現状よりも住民サービスの低下はしないようにしてくれということに対して、当然今の現状よりレベルは落とさないと、こういうご回答をいただいて賛成をしたつもりであります。

「指定管理者へ要望してまいります」という言葉の使い方でありまして。これは、皆さんご理解をいただいていると思っておりますが、これは指定管理者と市が契約を結ぶわけでありまして。契約の中に、仕様書の中にそれをうたうべきであろうと、決まってからの要望では、受ける側が受けるときに条件に入っておらないわけです。したがって、こういう場合には「指定管理者との契約の際に仕様書できちとうたいます」という文句にするべきではないでしょうか。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼生涯学習課長) 仕様書の中におきまして、前回の7月の際にも触れさせていただきましたけれども、指定管理者が行う業務の中の地域等との連携の中に、公民館利用団体協議会等の事務に関する事という形で項目のほうは入れさせていただいておりますけれども、こちらのほうの事務に関する事の中で組織、それから定期的な開催という部分を含めたということで、指定管理者のほうにはその旨お話をした上で申請書のほうを提出いただきたいというふうに考えてございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) それは理解をいたしました。

人材の配置についてであります。ご案内のように住民サービスは人でありまして。その人を指定管理者が決まった段階で要望するというのは、契約上ふさわしいものではないでしょうか。契約の中に現状のレベルを落とさないような人を配置しなさいと、あるいは人の配置につ

いては契約者甲に相談をしろとかなんとかという書き方が正しいのではないのでしょうか。これですと、きっといろんな形で対応はすると思いますが、我々が要望するような人材が来るとは限らないと。指定管理者が決まってから要望ではないのではないのでしょうか。いろいろお話あった組織をつくるという仕様書に入る部分のところに、人材についてはこれこれ、これこれのレベルを落とさないような人材配置を下さいという仕様書にさせていただきたいと思います。

(福田会長) はい。

(大山参事兼生涯学習課長) 指定管理者申請の部分でお話を申し上げましたとおり、当然管理運営を継続的にやっていく、それからサービスの低下を招かないという中に、人員配置についても当然ヒアリングした上で、お答えをいただいた上で審査という形になります。仕様書の中に人的な部分までという形で、現在市のほうでうたっています仕様書のほうには、こういった方をというところまではなくて、有資格の部分については、公民館ではございませんけれども、例えば学芸員の配置とかという形で、具体的な資格の部分についてはうたうケースはございますけれども、人の部分につきましては地元の方というか、この地域の方を何名とかという形ではできませんので、その部分につきましては指定管理者予定されている団体のほうでも今現在の方々の配置状況等を踏まえながら、劣らないような形で人的な配置ということをご検討いただく形でお話は伝えてございますので、審査の際にその具体的な部分を明らかにした上で審査結果のほうに持っていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) 今の課長の説明だと私は反対です。「適切な人を配置する」ではいいではないですか。それを直せないのであれば私は反対です。これは、全くこの前の約束を守っていないことになりますよ。組織を立ち上げるのはそのとおり、結構です。ありがとうございます。人材の配置については指定管理者に要望しては困るでしょう。金を払うのは市役所ですよ。税金ですよ、我々の。なのに要望するではないでしょうか。配置をさせるとか、配置をするような契約内容にするとか、それが役所の方考える文面ではないでしょうか。これを直さないのであれば私は反対です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼生涯学習課長) 仕様書の中では、職員の配置につきまして施設の運営に支障のないように、といいますのは現在の部分と遜色のないようにという気持ちを込めまして、施設の運営に支障のないように職員を適切に配置するという形の項目でうたっておりますので、その部分で拾えるのかなというふうに思っております。

(佐々木委員) それでいいですよ。それをここに書いてくださいよ。管理者への要望ではないですよ。これ直すのであれば賛成です。今の仕様書に書いてあれば文面をここに書いてほしいです。

(大山参事兼生涯学習課長) 失礼いたしました。では、そのように。

(福田会長) それでは、今のご意見に留意しながら、内容等については利用者の方に不安を与えないような形の契約をお願いいたしたいと思います。  
そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(竹田委員) 図書館併設しているのですけれども、図書館の関係はどうなるのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼生涯学習課長) 図書館につきましては、検討の中で直営を維持するという形の方針でございます。これにつきましては、規模の大小はございますけれども、市立図書館、都南図書館も直営になってございますので、渋民図書館につきましても同じ図書館ということで、直営を維持するという形の方針でございます。

(福田会長) はい。

(竹田委員) そうすると、職員が対応ということになるわけですか、直営ということは市の職員が直接。

(大山参事兼生涯学習課長) 職員につきましては、前にもご説明申し上げましたとおり、館長を配置した上で市の職員がそのまま引き続いて担当するという形になります。

(竹田委員) そうすると、都南のほうの図書館の関係と異動ということにもなるわけですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼生涯学習課長) 異動につきましては、適切な人事異動という形で行いますので、図書館から図書館へということだけではなく、事務職もございますので、そういった部分では全体の異動の中での対応という形になるかと思えます。

(竹田委員) ありがとうございます。

(福田会長) よろしいですか。そのほか。

(なしの声)

(福田会長) それでは、なしという声もございますが、報告第2号につきましては以上で終わります。ありがとうございました。

それでは、報告第3号に入ります。盛岡市公民館条例の一部改正についてを報告願います。

(大山参事兼生涯学習課長) 引き続きご説明申し上げます。

盛岡市公民館条例の一部改正についてご報告申し上げます。このたびの条例改正につきましては、条例改正の趣旨にございますとおり渋民公民館の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定を整備したものでございます。

その改正内容といたしましては、1点目といたしまして指定管理者の指定の手續、指定管理者による管理の基準及び指定管理者の業務に係る部分を渋民公民館にも適用させたこと。また、渋民公民館の開館時間につきましては、前回は触れさせていただいておりますけれども、渋民文化会館と同じくするために30分延長いたしまして9時半までとし、また延長に伴います費用の改定も行ってございます。

3として今後のスケジュールを記載してございますが、去る9月30日に盛岡市議会におきまして当条例の改正の議決をいただいております。その後、10月以降につきましてはこのスケジュールで応募、それから審査を行いまして、12月議会で指定管理者を決定し、4月1日からの移行という形で考えてございます。

以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、ご意見、ご質問いただきたいと思えます。どなたかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) これは値上げになっているわけですが、30分延びているということで値上げをしたと思いますが、これ時間当たり幾らでしたっけか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(大山参事兼生涯学習課長) 公民館の使用料につきましては、全ての公民館がそうでございますけれども、使用時間に応じた形という形になっておりますので、30分伸びた分を単純に加えているという、割り返した形で単価を出しまして、その分の30分分を加算しているという形になると思えます。

以上です。

(佐々木委員) そうすると、1時間とか1時間半ではこの額にはならないよと、時間単位ですよ。はい、了解しました。

(福田会長) そのほかございませんか。

( なし の声 )

(福田会長) ないようですが、報告第3号について以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

( はい の声 )

(福田会長) では、以上で終わります。どうもありがとうございました。

それでは、報告第4号 新市建設計画に係る執行状況の報告についてを説明願います。

(古舘課長) 企画調整課の古舘と申します。よろしく願いいたします。

(福田会長) どうぞ座ったままで説明してください。

(古舘課長) ありがとうございます。

それでは、新市建設計画に係る執行状況の報告ということでございます。添付資料の資料1, 2, 3, 4まで用意させていただいております。

最初に、盛岡市玉山区地域協議会資料と書いた資料を見ていただきたいと思います。まず、項目の1番、平成24年度の実績についてでございます。平成24年度は、全体で67事業を実施しております。実績額が89億1,400万円となっております。そのうち道路整備、集会施設の整備などのハード事業につきましては、玉山区の20事業を含めまして全体で43事業を実施しております。実績の額は約73億5,300万円となっております。平成24年度に完了した事業について、(1)の表では事業が完了したもので、それから裏面になりますけれども、(2)のほうでは構成事業が完了したものであるということで、(1)と(2)に分けて整理して記載しております。

初めに、(1)の平成24年度に完了した事業といたしましては、ここに掲げてありますとおり、渋民小学校施設整備事業、それから好摩地区の体育館の整備、社会教育施設整備事業、有機物資源活用センター整備事業、渋民地区の用排水路の整備ですけれども、ため池等整備事業、IGRの好摩駅周辺整備事業、それから今度は盛岡地域になりますけれども、火葬場の整備事業、松園地区公民館の建設事業、都市計画道路の明治橋山岸線、最後になりますけれども、盛岡駅南大橋線の道路改良事業の4事業となっております。

次に、資料の裏面になりますけれども、(2)の構成事業が完了したものであるということで、緑が丘小学校のプール整備事業を実施してございます。

それから、各事業の実施状況については資料1ということで、ちょっと細かいのですが、横長の事業費明細表、こちらのほうにナンバーの1番から、最後はナンバーの128番になりますけれども、それぞれの個別の事業の明細ということで一覧にしてございます。こちらの資料1の表の見方になりますけれども、項目が左の方からですが、主要施策、その次が個別施策、事業名、事業区分、担当課、実施区域、事業の実施時期、事業費、そして最後に事業の概要等ということで記載しております。昨年度に盛岡市玉山区新市建設計

画を変更しておりますけれども、変更前と変更後の計画額を事業費の項目の中にそれぞれ記載しております。

1つ表の見方について例を示しますが、3ページをお開きいただきたいと思えます。3ページの事業のナンバーが39番の地区集会施設整備事業でございます。こちらのほうは平成18年から玉山区内に毎年1カ所ずつ、合計で7カ所の地区コミュニティセンターを整備しようというものでございまして、これまでに大台、白沢、舟田第2地区、馬場状小屋、松内、小袋の各地区のセンターを整備しております。23年度までの実績が約2億7,803万2,000円と、それから24年度、昨年度になりますけれども、前田地区へのコミュニティセンター整備ということで約300万ほど、合わせて24年度までの実績額が網かけした部分ですけれども、2億8,100万円となっております。また、一番右の欄ですけれども、(参考)平成25当初予算とありますけれども、ここが4,533万4,000円ということで、今年度当初予算に計上しております。この金額で前田地区のコミュニティセンターの整備を進めている状況となっております。

なお、この資料の最後のページになります8ページですけれども、こちらのほうで事業の合計額ということでお示ししているものでございます。24年度までの事業の実績額、合計額のところが約755億2,900万円ほどになっておりますし、着手事業については右の表になりますけれども、全体で24年度までに108の事業を実施しているというふうな状況でございます。ハード事業、ソフト事業ということで表を区分しておりますけれども、ハード事業につきましては事業費ベースでは全体の計画額約986億に対して、24年度までの実績が約642億となっておりますので、事業費ベースの進捗率が65.1%ということで記載になっております。また、着手した事業数は76事業、着手率ということで言えば、ハード事業の右の表の計の欄ですけれども、80.9%ということになっております。

次に、また最初の資料に戻っていただきます。次は項目の2番になります。平成25年度、今年度の進捗状況についてでございます。今年度の当初予算では、全体で61の事業について約66億500万円を計上しております。そのうちハード事業につきましては38事業、約50億9,400万円の予算を計上しているものでございます。25年度に新たに着手した事業ということで、表に記載しております6つの事業でございまして、巻堀中学校の整備、生地域エコタウン事業、好摩地区の用水路の整備、尻志田地区の農道の整備、市道二子沢線、繫地区、太田地区等の生涯スポーツ施設の整備という事業の概要となっております。

次に、その次の項目の3番でございます。玉山区に係る未着手のハード事業についてということでございます。新市建設計画では、昨年度末時点におきまして玉山区のハード事業は全部で59事業、そのうち着手が42事業、未着手が17事業となっており、24年度までの7カ年の着手率が71.2%となっておりまして、またナンバーの2番の資料を見ていただきたいと思えます。こちらが未着手事業の一覧ということで整理させていただいております。初めの表が実施時期を調整している事業ということで、全部で10の事業ということでございます。岩手・玉山斎場整備事業、玉山小学校施設整備事業、渋民の運動公園の整備事業、歴史民俗資料館の建設事業等、以下掲載しております事業ということになっております。

次の表になりますけれども、計画時期が到来していない事業ということで、計画期間が27年度というようなことでございます。野中の土地区画整理、IGRの下田駅、市道渋民東線ということになっております。



次に、平成25年度に新たに着手した事業ということで、今年度新たに着手した事業については先ほどとダブりますけれども、ここに掲げてございます5つの事業ということになります。

次に、資料の最初に戻っていただきますけれども、最後の項目、4番、合併特例債の活用状況についてということで、こちらは資料の3ということになります。資料の3をごらんいただきたいと思います。こちらのほうは、項目の1番として事業費の全体の活用実績ということでございまして、一番上の全体というところを見ていただきますと、事業費のところは平成18年から24年度までの実績が約642億ということでございますけれども、合併特例債につきましては29の事業、96億8,930万というふうな実績になっております。

さらに、次の表の項目の2番ですけれども、24年度と25年度の特例債の活用状況ということで事業別に掲載しております。平成24年度の実績、25年度の予算ということで表を整理しております。初めに24年度の実績のところを見ていただきますけれども、一番下の合計欄になりますが、全体では21の事業を31億897万8,000円の事業費で、特例債が17億9,070万円という実績になってございまして、個別に見てみますと玉山区のところでは大きなものとしてはナンバーの42番、好摩地区の体育社会教育施設ということで、事業費が2億8,468万円に対して特例債を2億5,750万、それからナンバーの74番の有機物資源活用センター整備事業については、事業費が3億2,103万8,000円、特例債を2億8,240万ということでございまして、玉山区におきましては14の事業に特例債を活用しております。

次に、25年度の予算のところですけれども、これも一番下の合計のところでは全体では14事業を14億5,543万7,000円の事業費に対して、特例債を9億6,140万円ということで、個別に見てみますと項目の30番、巻堀中学校の施設整備については4,783万8,000円の事業費に対して特例債が4,520万円、それから飛びまして項目の118番のところを見ていただきますと、柘沢「橋」の改良事業、こちらのほうは25年度は事業費が1億8,070万円、特例債を7,960万円というようなことで、玉山区におきましては9つの事業について特例債を活用しているという現在の状況ということになっております。

それから、最後になります。資料の4ということで、これは事業の位置図になっております。色分けしてございますが、だいたい色のところが23年度までに完了したところと、それからブルー、水色のところですが、24年度に完了した事業と、それから赤いところですが、ここは現在実施中と、継続中というところで、最後に緑の箇所が今年度着手している事業ということで、現在このように進んでいるという状況でございます。

説明については以上でございます。

(福田会長) 以上で報告第4号の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(桜委員) 24年度及び25年度の合併特例債の活用状況のところでございますけれども、例えば25年度全然予算がついていなくて、空欄の金額になっておるところが何か所かありますけれども、これはどうして予算取れなかったのかお聞きしたいわけでございます。

(福田会長) どうぞ。

(古館課長) お答えいたします。

これは、例えば7番の消防施設整備事業や26番の渋民小学校の施設整備事業は、24年度は実績があつて25年は予算がないということですが、24年度までに事業自体が完了しているということで、25年度は予算が空欄になっているということで、24年度と25年度と一緒に掲載したためにこういうふうに出たり出なかったりということで、ちょっと見づらい資料になっておりますけれども、そういった事情でございます。

(桜委員) ここの部分の意味はわかりますけれども、私身近なところで109番の下田生出線整備事業でございます。これは、当初12年間で工事完了したいというように説明を受けたわけでございます。去年、24年度補正を組んでいただきまして、25年度早い時期に着工するのかなと思っていましたけれども、去年の補正が10月からの工事ということで着手したばかりでございます。特にも申し上げたいのは、22年度から4年を1工区、そして12年3工区で完了したいという当初の説明でございました。ところが、4年を経過しようとしておりますけれども、毎年、当初何年度の延長、舗装は例えば380メートルやりますよと言っても、去年の段階でも百何メートル少ない、そして補正で340メートルでしたか、やりましょうという説明を春受けたわけですが、工事に着工したならば210メートルですか、それだけの延長工事しかできないということで、非常に距離的には計画の3分の1もいっているかいていないというような状況です。これではとても12年間で目的はもちろん達成できないと思いますけれども、余りにもおくられているように思いますので、その辺を説明をお願いしたいと思います。

(福田会長) はい、お願いいたします。

(古館課長) お答えいたします。

実際に事業を担当していないので、詳しいことはちょっと言えませんが、資料の1の7ページになりますけれども、ナンバーで言うと109番、ここが今お話しいただいた下田生出線の事業ということになります。ここの中身を見ていただきたいのですが、事業の実施については当初の計画では平成20年から24年で終わるというふうな計画になっておりまして、実際にはその隣ですが、事業は22年度から始まって、昨年度の決算額ありますけれども、25年度は当初予算ゼロになっているというようなことで、ここの実施の状況を見ますと実施中というようなことで、事業がまだまだ継続途中にあるというふうなものでございます。ですので、これはまだこれからも事業が必要になっているものという位置づけにありますので、ここは事業課のほうで進められるようにお話ししていくというようなことになると思います。ちょっとその辺の事情が私のところではお答えはできませんので、よろしくお願いいたします。

(桜委員) 今の説明はわかりますけれども、ただ余りにもおくられているというのでございます。

1工区で大体1,300メートルぐらい工事をするということでしたけれども、例えば26年度ま

でかかって今の状態ですと半分できればいいほうではないかと思います。特にスクールバスの道路でもありますし、通ってみればわかるとおり、もう補修してぼこぼこでございいます。カーブなんか、いつ事故が起きてもおかしくないような場所も多々あります。ですから、ぜひともこれは少ししっかり見直していただきたいというように思います。

(古館課長) 担当課に申し伝えたいと思います。

ちょっと1つ先ほどの説明を訂正させていただきたいのですけれども、25年度の予算は確かに表のとおりゼロになっているのですけれども、24年度での予算を全部事業に充てることができなかつたので、24年度の予算を使って25年度も事業を進めるというふうなことです。25年度もご希望のところまではいっていないわけなのですけれども、事業は少しずつ進めているというふうな現在の状況になっているようでございます。

(桜委員) 私の近くの道路ですから、よくわかります、全く。それで、さっきも申し上げましたけれども、当初よりも130メートルぐらい縮小した工事の状況です。しっかり看板立って今着手していますので、だからその前も300メートルというのが200メートルに短縮になる、毎年工事するたびに短縮になっていっているから、年数はたつのだけけれども、全然距離は進まない、これは誰が見てもわかります。部局のほうによろしくお願いしたいと思います。

(福田会長) この件につきましては、住民との懇談会等我々も開催しているわけですが、このことについては非常に地元の方々も理解を我々にはしてやれないというような形でございますので、ぜひ担当部署にお伝えをいただきまして、工事は順調にというような気持ちで進めていただきたいと思います。

そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(津志田委員) 新市建設計画未着手事業一覧表の中、資料2の中からののですが、43番お尋ねします。運動公園整備事業なのですけれども、調整理由のところには好摩体育館が優先としたために、また事業実施にかかわる地元との合意形成を行っている調整理由の中で書いてございますが、今後この運動公園に関しての計画を教えてください、要望になるのかと思いますが、やはり計画に沿って完成できるように行政のほうも努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(古館課長) 今お話しいただいたことは担当課にお伝えいたします。

それで、市民運動公園の実際の整備の内容につきましては、現在担当課と、それから地元の皆さんとお話ししながら、これからどうするかということで、まだ具体化がなされていないような状況ということで伺っておりますので、ちょっとその辺の状況は私どものほうはまだ把握していない状況でございます。

(福田会長) よろしいですか。

そのほか。はい、どうぞ。

(右京委員) 資料ナンバー1の中で、事業がナンバー27、玉山小学校の建設事業ですが、これの計画の変更前と変更後の額がかなり大きく、額的に大きな差が出ておるようでありませけれども、これはどういう関係なのでしょうかね。それを説明願いたいというように思います。

(福田会長) はい、お願いします。

(古館課長) 答えいたします。

27番の玉山小学校のところの変更前の計画額が4億3,600万円と、それから変更後のところが5,200万円となっておりますけれども、この5,200万円が整備事業の総額の全体ではなくて、一部の金額ということになっておりまして、計画期間が今から事業実施しますと27年度以降までずれ込むというようなこともあって、事業費を一たん27のところで切って整理しているために、こういった金額ということをごさいます、全体の整備費用ということではないのでごさいます。

(右京委員) 説明の概要はわかりましたけれども、そのように平成27年度、いわゆる合併して10年間の事業が協議書等々で、協定になりますか、一応27年度までということで事業費等を含めて設定になっているわけですが、それがいろいろな事情で27年度までには完成できない、そうしたのがあってという説明でありますけれども、そうした調整はこの事業ばかりではなく、いろいろなさっておるのですか。

(古館課長) 実施時期は27年度から事業スタートするというふうな事業もあって、そういうのは27年度で終わらないものもあるのかなということをごさいますけれども、事業費については一応27年度までということで整理しておりますけれども、27年度までに終えるようにということで現場のほうでは進めておりますので、計画額で一部を計上しているようなものも今例にありましたけれども、それについても実際には27年度までで整備が終わるということであれば、そこは新市の建設事業を優先して予算を持ってくるというようなことで、総合計画の中で調整して進めていきたいというふうにごさいます。

(右京委員) 何かわかったようなわからないような、むしろわからないほうが強まっておる感じがいたしますけれども、この実施年度、当初の計画、27年度までというように、単純にはそう読み取れるわけでありませけれども、極端に額が変更でもって減額されておる、それなりの事情はあるのかもしれませんが、こうしたことがこれから未実施の事業にあらわれてくる可能性が予測される、本当はそういうことはなるたけ形、合併当初の計画に従って実施されていくのが最も望ましいし、私らの立場としてもそれを強く要望してきまして、これからもそういうことになるわけでありませけれども、こういうふうな極端に変更、額が減額になっておって資料が示されませと、やはりそれなりの理由をしっかりと説明をしてもらわなければならない。例えば学校の建築などは特に地域住民の非常に関心の高い事業でもありますので、変更するのであればそれなりの理由を関係する地域

なり、学校であれば学区なり、関係する諸団体とのコンセンサス等々必要になってきます。私たちの協議会としても、やはりこうした問題についてはそのいきさつ等々についてはチェックをしっかりとしなければならぬというふうにも思っております。そうしたことを含めてどうなっておるのか、その意味合いで、そうした意味からもう一度説明を願いたいというように思います。

(古館課長) おっしゃるとおりだと思います。それで、わかっている範囲でしかご説明できませんけれども、今お話ありました玉山の小学校の施設整備のところでは計画額が大きく変わったというところですが、小中学校の適正配置というようなことで現在教育委員会のほうで作成して、その基本計画に沿った整備ということを進めていく計画でありますけれども、これを勘案しますと、玉山小学校につきましては27年度が建物の設計ということでここに5,300万円ほど計上しております、設計が27年度で、実際に工事に入れるのが28年度以降というようなことで、こういった整理をさせていただいたところでございます。ということで、計画額が変わってきているところは、一つ一つ今のような説明が必要だというご指摘でございますので、可能な限り説明できるように資料の補足をしてまいりたいと思います。

(右京委員) 概要はわかりましたが、やはりこういうことの取り扱いについては、先ほど私が申し上げたようなこともありますので、しっかり関係する諸団体とのコンセンサスを得る努力とともにいきさつを、こういう資料を出す前にしっかり説明をしておく、説明をするという慎重さが必要ではないのかなというように思いますので、誤解のないようにひとつ今後お願いをしておきたいと思います。  
以上です。

(福田会長) では、その辺については十分に今の意見を反映していただきたいと思います。そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(村山委員) 済みません、1つお聞きしたいのですけれども、24年度で好摩地区体育館整備事業完了ということなのですけれども、今まだ外構工事のほう、何か入札が不調に終わって、ようやくということだったのですけれども、これ完了ということではよろしいのですか。

(古館課長) 資料のところでは、平成24年度の予算のところでは完了したということで、資料のほうは整理させていただいております、24年度の予算を実際には今言われたように事業がまだできていない部分がありまして、24年度の予算を使って今やろうということでございまして、予算上24年度で完了したということで、24年度の事業を繰り越した事業がまれにありますが、好摩地区体育館についてはそういう事情となっております。

(村山委員) 何か予算的にまた上乗せになるということはないので、その予算内でおさめるといことなのですね。

(古館課長) そこちょっと現場の事情はわかりませんが、予算としては一応確保してあるので、その中でやるということになっていると思いますし、もし手当てが必要なのであれば当然上乘せするというものもないわけではないと思います。ただ、そういうことは聞いておりませんので、いずれ既計上の24年度の予算で事業を進めているということだと思います。

(福田会長) よろしいですか。  
そのほか。はい、どうぞ。

(皆川委員) また戻るようで申しわけないのですが、27番の玉山小学校の件なのですけれども、さっきの説明の中で将来の小中学校の適正配置に向けてということがあったのですけれども、それに対して27年度までに5,000万ぐらいかけて設計する、設計図をつるとかなんか、そういうふうにお聞きしたのですが、適正配置ということから言うと、玉山小学校はずっとずっとそれでも存続させるという前提ですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(古館課長) 新市建設計画では玉山小学校を整備するというので、方針の決定が1つ、もう大前提としてありますので、私どもの企画調整課の立場とすればこの事業を何とかして進めたいということがあります。一方で、教育委員会のほうでは学校全体をどうするかというふうな、また別の課題を抱えておりますので、そこは将来調整すると、お互いに調整してどうするかということになるのではないのかなというふうに考えております。

(皆川委員) ある部分ではまだ不透明ということでもあるわけですね。

(古館課長) そこはまだ教育委員会のほうで判断を示していない、現在検討しているということだと思います。

(福田会長) 皆川さんはいいですか。

(松坂委員) 済みません、ではその学校関係のことでちょっとお伺いしたいのですけれども、そういうふうに教育委員会との話し合いがまだなっていないにもかかわらず、それくらいの予算を使って設計をするということ自体、私は無駄だと思うのですけれども、しっかりとそれを決めてからの設計、そしてそういうふうな方向に一緒に向かっていくというのが筋だと思うのですけれども、どうでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(古館課長) お答えします。  
新市建設計画については合併時、平成18年に合併したときに、前提として整備するとい

うことで、もう決定していることでございます。小中学校の適正配置というのは、これからどうするかということで決めていくということなのだと思います。ただ、新市建設計画では決まってはいるのですけれども、まだ事業に着手していないというふうな事情がその辺にあるということですので、そこは私どもの立場とすれば新市建設計画がある以上、推進するということなのですから、教育委員会のほうの考え方ということも十分考えていかなければならないというふうに思っております。

(福田会長) いいですか。

(松坂委員) ちょっと納得いかないようなところもあるのですけれども、とりあえずは地域の皆様と学校関係、そして教育委員会としっかりと話し合いを進めていけたらいいと思います。よろしくをお願いします。

(福田会長) その辺の考え方、お互いに調整しながら進めていかないとだめだと思いますし、ひとつその辺はよろしく願いいたしたいと思います。  
そのほか。はい、どうぞ。

(佐々木委員) お聞きしたいことの質問がなかったもので、時間がないと思いますが、古舘課長さんのところは個々の事業のお話をしてもご理解をいただけないのかなと思うので、着手率が出ております。旧盛岡が96%着手しました。玉山区が76%です。かなりの金額差があることについては、29万分の1万ですから特に異論はないと言っておきますが、着手率で20%の差があるというのは、その当時の合併の申し合わせの際の決まり事としてはなかったのではないかなど。あとは、人口の差で着手率が決まっていると思うので、特にこの話をしてもしょうがないのですが、完成率を教えてください。各事業の分はわからないのですが、トータルでは集約をされていると思います。まず完成した率、明確にお答え願います。

それから、少し考える間、別な話をしますが、合併特例債の使い方です。これも人口の多い旧盛岡市に多くの特例債が使われておると。先般の体育施設と生出のエコタウン構想のときも25億分の6億と、これも人口規模等々でやむを得ない話だと思うのですけれども、それが完成率で20%も差があるということは、全部新市建設計画が100%終わるのがいつと窓口課は想定をしているのでしょうか。かなりおくれておりますよね。今76%の着手率では、あと2年で終わりですよ、合併特例法に基づく区制は。そのところを少し、きちっと教えてくださいませんか、うそをつかないで。

(古舘課長) お答えいたします。

今ご指摘ありましたように、事業の着手率は旧盛岡市のほうが高くなっているということでございます。この理由として考えられますのが、合併した時点で新市建設計画にいろんな事業を計画したわけなのですけれども、その計画した時点での事業の熟度といえますか、すぐに事業実施するためにはいろんな条件を整えないと実際に事業実施できないわけなのですけれども、そういった熟度の面で、盛岡の計画した事業についてはある程度条件

が整理されたものが計画に登載されておったということで、先ほども未着手事業ということで整理したものを示しましたが、いろいろ難しい協議があるものが多数でございまして、その辺の実施に向けた、当初計画時点での諸条件に、着手率というところで差が出てきたのかなということと考えております。きちんと分析したわけではございませんけれども、そういうふうな解釈をしております。

(佐々木委員) 完成率はどうなの。

(古舘課長) 今現在の完成率でございますけれども……今計算しておりますので、若干時間いただければと思います。

(佐々木委員) では、その間に熟度が違うと言われるということは、玉山区の区民の方々の怠慢であると、あるいは玉山区が思いつきで出した事業であると、旧市のほうは前もって事前に熟度を上げておったと、こういうふうにとれるわけです。そうとってはいろいろ問題が出てくるので、あえて申し上げませんが、少なくとも合併特例法で自治区をつくったということは特別扱いをするという意味なのです。だから、古舘課長さんのところは各課に対して、各部に対して玉山区の熟度を云々ではなくて、玉山区の10年間での生活レベルあるいは利便性というものを上げて、旧市と同じような条件にするようにという強い指導をおたくの部長はしなければならなかったわけです。それをしない7年間、8年間が今の状況になっているのです。今それ言ってもしょうがない。地域協議会もそういう話をしたらどうか、記述にはないのでわかりませんが、これはあと2年ありますので、盛岡の事業全部やめても玉山区に集中をして、あと2年で100%完了するような指導を古舘課長はしなければならぬと、これは強くお願いをしておきます。皆さん、どうですか。特別区をつくった意味がないのですよ。7年間もこのままやってきたので、熟度が悪いと言われれば、おめえさんたち悪いべと、こう言っているわけですよ。適当なものを出してきたでしょうと、盛岡はもうできるものを出しているの、ぼんぼんやれましたよと、そういうふうにつまえるのは私だけなら、これはやむを得ないのですけれども、そう感じました。

(福田会長) ひとつご答弁を。

(古舘課長) 済みません、大変失礼な言い方をしたと思います。熟度の話、先ほど言いましたけれども、その原因の一つ、原因になるかどうかかわからないですけれども、玉山区の場合には新規事業が、ハード事業に関しては全体で59の事業があったわけなのですけれども、そのうち49の事業が新規の事業というふうなこともありまして、そういった意味で若干スタート時点の条件が異なったというものも1つあると思いますし、あと今ご指摘のありましたように実施条件が整うまでの取り組みということが足りなくて、こういう結果になったのかもしれないので、そこは十分反省すべきことではないのかなというふうに思います。

(福田会長) よろしいですか。



(古舘課長) 済みません、お待たせしました。全体では94事業分の完成が41で、43.6%。旧盛岡の部分全体で28事業分の完了が13事業で、46.4%、それから玉山区のほうが全体59のうち完了が26で、44.1%、それから盛岡と玉山、両地域ということで、こちらは7事業のうち完了が2事業ということで、28.6%ということでございます。

(佐々木委員) はい、わかりました。こういう状態ですので、あと2年間で100%達成は100%無理というふうに読んだほうがいいですね。何ぼ頑張っても、古舘課長首かけて頑張っても無理だわな。50いったらいいほうだね。そうは言えないよな。やるという努力をしますと、こういうことでしょう。それ以上聞きません。

そこで要望ですけれども、先ほど申し上げましたが、なかなか無理ですけれども、この2年間で50%を超すぐらいの勢いを各部にご指示をしていただきたいというふうに思います。というのは、私市長ではないから言えないのですが、滝沢村、矢巾、雫石、これ合併をしたいという意向、盛岡にあるのですけれども、こういう状況ではご理解をいただけない。当然滝沢も理解をしないで単独市になるというようなことになりますので、ぜひ玉山区はいい例として力を入れましたというような実績を残していただきたいという要望であります。返答要りません。

(福田会長) 非常に重大な要望をされたわけでございますので、この辺を真摯に受けとめながら、ひとつ事業に当たっていただきたいと思えます。

そのほかございませんか。

(なしの声)

(福田会長) ないようですが、報告の4につきまして終わりたいと思えますが、よろしいですか。

(はいの声)

(福田会長) それでは、報告の第4号につきましては以上で終わります。ありがとうございます。

それでは、報告の第5号に入ります。台風18号に係る盛岡市の対応状況についてをご報告願いたいと思えます。

説明を願います。

(長谷川課長) 消防防災課の長谷川と申します。よろしく申し上げます。

(福田会長) どうぞ座って説明してください。

(長谷川課長) 台風18号に係る盛岡市の対応状況について、報告第5号という資料に基づいて

説明をさせていただきます。

まず、1番からですけれども、台風の概況、これはもうほとんどご存じの内容かと思えますけれども、台風18号の影響がありまして、9月の15日から雨が降ったわけでございますけれども、翌16日早朝に警報が発令になりまして、その後雨が続いて、玉山区好摩地区では16日の16時、この前後に最大1時間42ミリの雨量となっております、これは9月の観測史上最大という状況になっておりました。

2番の被害の状況ですけれども、人的被害については幸いありませんでした。停電の状況につきましては、ここに記載のとおり市内複数の地区で停電になってございます。

それから、(3)の通信関係ですけれども、NTTのほうの情報によりますと、これは10月1日現在ですけれども、好摩地区周辺で約10回線の不通がありますし、携帯電話も一部つながりにくい箇所があるということでした。

続いて、(4)の建物等の被害ですけれども、今回ここに記載のとおりで示しておりますけれども、上のほうからいきますと住家等の被害、住家が全部で106件の被害がありますけれども、そのほとんどが玉山区となっております。106のうちの100カ所が玉山区の被害というふうになっております。この中で全壊、大規模半壊は全て玉山区のものであり、半壊52のうち50が玉山区の被害となっております。続いて、商工関係施設の被害、これは全部で12ありますけれども、全てが玉山区内の施設被害ということになっております。次の市有施設等被害ですけれども、これについては全体で4件ありますけれども、そのうち1件、床下浸水というのが下田川崎コミュニティセンターの被害となっております。民間福祉施設については1件、床上浸水ということになっておりますけれども、これは下田保育園となっております。それから、道路等の被害については全体で冠水ほか、倒木まで39件ありますけれども、半分ぐらい、20件が玉山区内の被害ということで、倒木についてはほとんど玉山区以外、玉山区は1件のみとなっております。それから、農地被害は田のり面崩壊、それと土砂流入、合わせて950件ありますけれども、これは全て玉山区の被害となっております。畜産関係の被害につきましては、こちらに記載のとおりの内訳になっておりますけれども、これは全て玉山区の被害となっております。次に、上下水道施設被害ですけれども、全部で9件のうち4件、その他以外の部分が玉山区の被害となっております。それから、土砂崩れ、土砂流入、これは1件が玉山区下田地区内のものとなっております。次に、河川、水路溢水ですけれども、これについては玉山区以外のものとなっております。次の河川施設被害ですけれども、これも玉山区以外の土砂堆積1件となっております。水路施設被害につきましても1件ですけれども、これも玉山区以外のものとなっております。最後に、その他施設等被害ですけれども、これは全体で17件ありますけれども、玉山区の被害は2件となっております。今回の台風18号に係る全体の被害、畜産関係を除いて1,143件あります。そのうち1,091件が玉山区のものとなっております、割合で示しますと95%、ほとんどが玉山区に集中した被害となっております。

ちなみに、8月9日の大雨の際は約1,600件弱の被害がありました。農地災害を主に1,600近い被害があったのですけれども、その際は玉山区の被害報告は出ておりません。

続いて、2ページのほうに移らせていただきます。3番の市の体制ですけれども、8月9日の大雨洪水の災害対策本部が継続して設置されている状況でしたけれども、前日からの雨が朝の6時23分に大雨洪水警報ということで発表されましたので、同時刻に災害の警

戒体制をとっております。担当課である消防防災課はもちろんですが、それぞれ現場を担当する道路あるいは河川、そういったところを担当する職場においてもパトロール等に午前のうちから出ておりました。そして、同日午後4時ちょっと前だったのですけれども、最初に繋地区のほうから、前回8月9日の大雨で土砂災害があったところですが、そちらのほうからまた今回も危険性があるということで連絡が入りまして、災害対策本部を招集したところです。

続いて、4番の避難対応のところですが、(1)の避難勧告についてです。先ほどの繋出張所からの連絡によりまして、16時に繋の3地区に対して避難勧告を出しております。同様に17時34分に玉山区松内字在家、そして18時に川崎字上川崎と川崎字川崎、こちらの地区のほうに勧告を出しております。それぞれ対象世帯数あるいは対象人員はここに記載のとおりですので、ごらんいただきたいと思っております。なお、勧告については同日繋については18時30分、在家については夜遅かったのですが、23時41分、川崎、上川崎については22時45分に勧告の解除を行っております。

続いて、2番の避難所の開設状況ですが、避難所につきましては自主避難を含めまして、ここに記載のとおり避難所を開設しております。ほとんどが玉山地区という状況になっておりますが、それぞれ最大避難者数、それから備考欄のほうには閉鎖した日時について記載しております。最終的には最後が下田川崎地区のコミュニティセンターで、25日の12時をもって閉鎖をしております。

(3)の避難所への対応ですが、避難所につきましては職員を配置して、交代で運営に当たりましたが、備蓄の食料、それから毛布、それと水、さらには災害時の協定を結んでいる民間の事業者がありますので、そちらのほうから食料、お茶等を調達して提供を行ったところでもあります。

(4)の帰宅困難者への対応ですが、秋田新幹線が一時運休しておりますので、JR盛岡駅のほうで帰宅困難のおそれということで避難所開設の準備を進めましたけれども、代替運行の実施ということで、実際には避難所の開設は行いませんでした。

続いて、3ページのほうに移らせていただきます。3ページの5番、一番上ですが、応急給水については、玉山区の6つの地区、1,600世帯で水圧が低下した関係で水道の出が悪くなっております。そういったことで、好摩駅と野中団地に臨時給水所を設置したところですが、9月16日の21時30分ごろ、応急対応により解消されております。

6番の消防団の活動ですが、消防団については盛岡市内に29の分団があります。全分団に出動または待機要請を行っております。特にこの玉山区においては24分団から29分団までであるわけですが、松川周辺を中心にパトロール活動を行っておりますし、それから避難の呼びかけ、救助活動等に従事してもらったところでもあります。

7番の自衛隊への災害派遣要請ですが、9月16日に19時35分に自衛隊の災害派遣要請を行っておりまして、下田地区において非常に急激な増水ということで救助が必要になりましたので、消防、警察とともに救助活動を実施してもらったところでもあります。翌17日の午前0時35分ですが、救助活動終了ということで自衛隊については撤収をしたところです。

続いて、8番の救助活動ですが、玉山区内において家屋等に取り残された住民の救助活動、これを消防、警察、自衛隊で行っております。救助の内訳はここに記載のとおり

りで、全体で141名となっておりますけれども、このうち下田保育園周辺121名となっておりますけれども、これは下田地区の全員の人数となっております。必ずしも一人一人救助したというわけではございませんで、実際ボートに乗せて救助したケースもあれば、手を引いて避難場所のほうに誘導したケースもありますし、あるいは水かさが増してきますと移動中に被害に遭うという方もおりますので、家の中で2階のほうに避難してくださいというような形で呼びかけも行っておりますので、したがってこの地区の全員を救助という形にはなっておりますが、安否確認も含めた人数となっております。

続いて、9番の災害ボランティアセンターの支援状況ですけれども、翌17日の12時に災害ボランティアセンターの玉山サテライトを玉山総合福祉センターに設置しております。そして、25日まで実質的に活動しまして、29日で完了となっております。活動内容については泥出し、水をかぶった家財を取り出す、そういった内容で行っております。延べ12日間で総勢1,220名のボランティアが参加しております。

続いて、10番の防疫作業の実施のところですけれども、被災地域における感染症の発生を防止するためということで、翌17日から防疫措置を実施しております。床上浸水、床下浸水世帯及び要請があった世帯に対して消石灰、消毒液、消毒のチラシを配布しておりますし、災害応援ボランティアに対して手指消毒薬の提供を行っております。防疫作業の実施件数等につきましてはここに記載のとおりとなっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続いて、4ページの11番、災害により発生した廃棄物の処理でありますけれども、台風の翌日、17日に松内、大台、小袋、下田川崎、船綱地区に臨時ごみ集積所を開設し、チラシなどにより住民の方に周知を行っております。それから、収集運搬業務の委託業者が平日の通常業務終了後に臨時ごみ集積所からの搬出を行っております。さらには、9月26日から廃棄物協会の収集車が収集を開始しております。市の直営の収集車も加わって収集を行っているところであります。それで、これまでの可燃ごみ及び不燃ごみの施設搬入量は36万8,112キログラムとなっております。これは10月1日現在です。それから、廃棄物処理手数料については、いずれの施設でも免除ということになっております。し尿処理については、委託業者が17日から収集を開始しております。北部行政事務組合で処理を行っております。し尿処理手数料も免除となっております。

続いて、12番の小規模災害見舞金の支給状況ですけれども、これも10月1日現在ですけれども、9月の26日から被害者に対して見舞金を支給しているところです。被害の規模によって若干金額の違いがあります。全壊が3万円、半壊が1万5,000円、床上浸水が1万円ということで、43世帯に対して66万5,000円の支給ということになっております。

続いて、13番の住民説明会の実施です。これにつきましては、来週から開催を擦る予定となっております。最初は10月7日の月曜日、大台地区のコミュニティセンターから始まりまして、金曜日まで毎日1カ所ずつ、同じ時間にやることになっております。この4ページのところに記載のとおりとなっておりますので、ごらんいただければと思っております。

続いて、5ページになります。14番、国、県への要望ですけれども、激甚災害の指定、適用、財政支援等について国、県に対して緊急要望を行っております。

まず最初に、県知事に対する要望は9月19、20日に八幡平市との連名で、台風18号による大雨等の災害に関する要望書、それから松川を水位情報通知の対象河川として指定する

ことについての要望書を提出しております。それから、盛岡広域市町村長懇談会の会長名で、県知事に対して同様な要望書を提出しております。

(2)は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対する要望ですけれども、被災地域の視察で来県した木村内閣総理大臣補佐官に対しまして、各大臣への要望書を提出しております。

(3)になります。国会議員に対する要望ということで、9月25日に、これも八幡平市との連名ですけれども、岩手県選出の国会議員10議員に対して要望書を提出しております。

続いて、15番の生活再建支援になります。この生活再建支援につきましては、8月9日の豪雨災害と同様の対応を行うということで検討しております。8月9日の豪雨災害につきましては、全壊、半壊世帯に対する支援ということで、被災者生活再建支援法に準じた支援金の支給を検討中ということになっております。8月9日のほうについては、支給するというように決定しております。

それから、応急仮設住宅への入居対応ですけれども、これは全壊となった世帯のうち、居住する住居がなく、みずからの資力では住宅を得ることができない被災者に対して応急仮設住宅の供用を行うというものです。

続いて、16番の宅地等の堆積土砂等の撤去に係る対応ですけれども、宅地等に堆積した土砂等について被災者みずから撤去することが困難な場合は、被災者からの要請に基づいて市がその撤去を行うとしております。

続いて、17番の災害関連情報の広報活動ですけれども、市が被災者に対して支援する内容などを市民にわかりやすく伝えるため、これまで災害関連情報をホームページあるいはツイッターでお知らせを行っておりますけれども、9月の27日、先週の金曜日になりますけれども、被害を受けた地域住民ということで、玉山区の全世帯に対して生活再建支援策を書いたチラシを配布しております。それから、今度の広報もりおか10月15日号に関連情報を掲載することとしております。今後につきましても国、県の補助制度、それから市独自の支援策などが決まり次第、被災住民の方への周知に努めていきたいと思っております。

続いて、18番のユートランド姫神での被災者等への入浴料金無料サービスになります。ユートランド姫神では、区内の被災者、それから災害ボランティアを対象として9月19日から入浴料金無料サービスを提供しております。9月30日までに延べ853人が利用しております。次のページに移りまして、6ページの上のところ、これが利用者の内訳になっております。

最後に19番、災害対策本部機能の強化等ですけれども、今回の災害対応につきましては市のほうで情報収集のおくれ等がありまして、避難勧告がおくれたりとか、いろいろ不手際があったところですので、今後につきましては情報収集の充実を図るとともに、市内部の各部署との情報連絡体制、それから災害応急対策に係る関係機関との連携体制を強化するほか、災害時の住民の安全確保のため避難を要する地域の早期の実態把握に努め、避難勧告等を行うこととしております。

また、自主防災組織の結成の促進を図りたいということで考えておりまして、特に現在市の自主防災組織の組織率というのが75.6%になっております。残念ながら玉山区においては自主防災組織の結成が少ない状況となっております。今後についてはこういった組織の結成を働きかけて、災害の発生または発生のおそれがある場合に応急的に被害の防

止、軽減を図って、住民みずからが避難行動その他の活動ができるように、こういった自主防災組織の育成、強化を推進してまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

(福田会長) 以上で18号台風に係る市の対応状況について今説明があったわけですが、皆さんからご質問等、ご意見。

はい、どうぞ。

(松坂委員) 今回の台風18号の災害に対して、私の実家も下田地区にありまして、被害を受けた一人として、盛岡市の職員の皆さん、そして関係者の皆様、そして地域内外からボランティアで来てくださった皆様方にご協力とご支援をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。この場をおかりいたします。本当にありがとうございました。

それで、私の実家もそうなのですが、再建支援等、これからまず頑張っていかなければならないのですが、資金繰りについてもまだまだ見通しの立たない状況でありまして、本当に建物も閑散としておりますし、もう簡単なそのときの、その場しのぎで今暮らしている状態です。ですから、いろいろとそちらもお金のほうはまだわからない状態ではあるとは思いますが、少しでも早い、寒くならないうちに何とか一段落できるように、暖かい建物の中に被害に遭った方々が入れるように、どうかご支援のほうをしていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(福田会長) はい、どうぞ。

(長谷川課長) 玉山区に全戸配布したチラシがあるのですが、ちょっとこれ縮小版なので、多分これより大きいやつ、A3判のものが配布されていると思うのですが、これに生活再建支援策などということで記載されております。この中で税の減免等もありますけれども、この裏面の一番下のほうにその他の支援策ということで載っております。この中に、その他の支援策の中で上から2番目のところに被災者生活再建支援金というものがああります。家屋が全壊あるいは大規模半壊した世帯へ、基礎支援金50万から100万円を支給という内容になっておりますけれども、実はこれはまだ8月9日についてはこれでやるということで決定はしておりますけれども、災害対策本部の中では、やっぱり不公平にならないように同様なサービスをする必要があるということに結論は出ております。ただし、予算を伴うということになりますので、今月の末ぐらいになりますけれども、10月臨時議会を開催してもらって、先ほどご説明申し上げました中で住家等の被害が106件あるというお話をしておりますけれども、その中で全壊、大規模半壊、半壊、それぞれ現時点で把握している件数が出ております。このうち少なくともここで大規模半壊とされたもの以上のものについては、ここに記載の50万から100万というふうな形で支給をすることになるものと思われまして、議会の議決が必要ということになりますので、実際にその後の申請なり資金の交付ということになりますので、現実には早くて11月とか、現金給付という形になるのかあれですが、11月といえはこの辺はかなり寒くなるかと思わすけれども、いずれ大規模半壊以上の方にはこういったものが用意されておりますし、そ

れから半壊とか床上浸水の程度に応じて、これは先ほどの、未申請の方もいらっしゃると思うのですが、見舞金が1万円から3万円というものがあります。それと、応急修理事業ということで費用の一部、上限が52万円となっておりますけれども、こういった補助をメニューとして現時点では用意させていただいているところであります。

詳細につきましては、ちょっと私も直接の担当ではないので、余りこまい話は申し上げられないのですが、問い合わせ先についてはこちらのほうに、今言った内容のものであれば地域福祉課というところが担当になっておりますし、それぞれ問い合わせ先の担当課名と電話番号が記載されておりますので、こちらのほうに問い合わせいただければと思いますし、来週から毎日夜説明会がありますので、その説明会にもし可能な方は参加していただければその場で、こういった担当の職員も来ますので、私も当然毎日行きます。私はこういった全体説明みたいなことしかしませんので、個別の具体的な支援策についてはそれぞれ所管課の職員が来ますので、来週以降5カ所の地区説明会へ多くの方に参加していただければというふうに考えております。

(福田会長) よろしいですか。この説明会には篤と細かく聞いていただければいいと思います。はい、どうぞ。

(松坂委員) 一応わかったつもりではいるのですが、やっぱり11月となるとすごく寒いので、ぜひ一刻も早く、結構下田地区の皆さんも畳を全部なくされているので、その中で生活しておりますので、業者さんに頼んでも業者さんも限度があるということで、業者さんにも入っていただけないところもかなりありますので、そこを一応頭に入れていただいて、一刻も早くお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) 新聞の報道によりますと、玉山区で対策本部を設けましていろいろと陳情された経緯が載っておりましたので、各課一体となって、早く災害復旧できますようお願いしたいと思います。ただいま松坂さんがおっしゃったように、これから寒い時期になります。盛岡市と違いまして、私どもの地域はもう寒くなるのが早いのです。だから、本当にそこを一刻も早く寒い思いをしないような手だてをやっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(福田会長) 要望としていいですね。そのほか、はい、どうぞ。

(岩崎委員) 災害に対する支援もそのとおりなのですが、今回のような災害が二度と起きないための対策として、例えば河川整備とかも、そういうような要請等も一緒に進めていただいて、二度とこういうような災害が起こらないような取り組みもしていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

(福田会長) はい、どうぞ。

(皆川委員) 避難所の開設状況のところを見ますと、各コミュニティセンターとかの人数があるのですが、親戚とか知り合いとか、個人的に避難した人たちの人数とか安否確認とか、どのような方法で記録されていくのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(長谷川課長) 各避難所の避難者数等につきましては、各避難所に2名の職員を配置しております。その職員、あるいは玉山総合事務所のほうとの連絡をとり合いながら、毎日の状況を確認しております。ここに記載しているのは災害避難者数ということで、一番避難の人数が多かった時点のものですので、ちょっと延べ人数ということにはなっておりませんが、あと出入りがあるので、どの時点で押さえるかという問題もありまして、泊まった人数だけですと結構少なかったりして、夜泊まる時だけは家に帰られたという方もおります。ただ、家に帰っても片づけとかに帰って、台所とか水も出ないし使えないとかということで、ご飯食べる時には避難所に来て、また家に戻られるというようなこともあるので、非常にこの辺の数字の出し方が難しいという状況になっております。

(福田会長) よろしいですか。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(村山委員) 避難所への職員の派遣の件なのですけれども、実は大台とか小袋の避難所にどうして地元の職員が来ないのかという話をされたのです。というのは、何か大台のあたりに行った方、都南の教育委員会に勤めている方で、都南の方がいらしたと言ったのですけれども、何か何を聞いても地元のことをよくわからないと、何かこちらのほうも話しづらいとか、何を声かけていいのか、地元の人たちは忙しくて来れないのかなというような話を遠回しに聞いていたので、その辺の配置についてはどういう形でこちらのほうに派遣されてくるようになっているのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(福田会長) はい、どうぞ。

(長谷川課長) 実はその件につきましては私もきょう初めて知ったのですけれども、きょう市長の記者会見がありまして、その場である新聞社の方から同様の指摘を受けました。その際に思ったのですけれども、私も玉山区出身ではないので地理に不案内で、大きな道路についてはわかりますけれども、翌17日に私も各避難所、それから被災された地域、主に浸水のあったようなところを全部見て回りました。その際に、どうしてもメイン道路とか、そういったところしかわからなくて、地図を持ってもなかなか裏道とかはわかりませんので、そういったのも自分でも実際経験しましたので、やはり今ご指摘のあった件につきましては、ある程度その地域の地理がわかっているような職員を配置する必要はあるのかなというふうに感じております。今後につきましては、誰でもわかるようなところで



あれば誰が行ってもいいのかもしれませんが、自分が住んでいなかったり、行ったことがなかったりということになると、避難された方に十分な対応ができないということになると思いますので、今後につきましてはそういった地域性も考えて派遣する職員も、なかなか役所の内部での調整もあって難しいところはあると思いますが、できるだけそういったご要望に添えるような派遣をしていきたいというふうに思っております。

(福田会長) よろしいでしょうか。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(佐々木委員) あえて新聞紙上に出ている本部の対応、連絡の問題等については触れません。

職員は大変努力をして、苦勞して頑張ってくださいました。これは本庁の皆様方も総合事務所の皆様方も寝ないで頑張ってくださいましたので、感謝のみだと思えます。

ただ、思うには、今後のことのお願いになりますけれども、現地本部を16日の夜に設置できなかったことについては、課長なり部長、あるいは市長の責任だろうと。これは、繋、飯岡とは違って30キロあるのです、距離が。こういうときに大通の本部で適切な本部機能は動かさないだろうと。したがって、職員は頑張った割には批判を浴びたことになりましたので、これはぜひ今後ご検討をお願いしたいと。

お聞きしたいのは、こういう場合に好摩の雨量が42ミリと出ておりますが、八幡平の雨が何ぼ降ったのか、ここに示してほしいかと、わかっているなら教えてほしいと。まさに松川は八幡平からの雨を盛岡市のほうに持ってくるわけですので、その辺の雨量が欲しかったなと思っております。

それから2つ目が、避難所の人数が出ております。最大の人員が出ております。先ほど津志田さんからもお話が出ましたが、ここに入った、避難をした最初の時刻を知りたいのです。これにはきっと連絡の遅さ、川崎の発表があつて30分か40分おくれて下田地区の話が出たので、この辺の避難を始めた最初の時間、把握していればお聞きをしたいと、わからなかったきっと連絡の30分おくれが影響しているのかなと思っております。これは後ほど教えてください。

それから3つ目が、これは国への要望、県への要望のところにあります。松川は水位情報通知をする義務がない川なのです。これは県が水防法で、法律でやるわけで、水位計は立てております、古川橋のところにも船田橋のところにも。しかし、情報を出さなくてもいい、義務はないという川なので、これは前から要望していたそうですけれども、県がやらなかったということで、早速やることに決定したといううわさはありますけれども、その場合、防災課として管内のそういう川の中に橋がありますよね。大方は橋に木がひっかかって、ごみが詰まって氾濫しているのです。下田なんか完全にそうです。IGRの鉄橋にひっかかった部分があふれた、船田橋もそうです。そのときに、川崎の鉄橋のところには大分前から大木がひっかかっていましたと、これを外しておけばかなりの部分、次の流木がひっかからなかったのだろうという予測を立てている方々が多いのです。そこで、これは県だから県がやらなければならないというのだけれども、盛岡市の防災には専門家がいるのです。こういうものを見回りをして、あそこに大きな木がひっかかっておりますよと、取り除いてくださいよと県のほうに言う、県の河川課だと思いますが、言うような活

動はする業務がないのかどうか。

あるいは各地域に自主防災組織をつくれれば一番いいなというお話もありました。そのとおりです。そういう組織が下田にはなかったように思います。ただ、自治会の中には市の基準にいかなくてもそういう組織はできてあるのです、消防もいるのです。防災課のほうから日ごろからそういうものは我々に上げてくださいよと、あるいは総合事務所に上げてくださいよというような通知をしておいたらどうか、なければこれもそういうような県、国任せではない体制をつくってほしかったなど。

この3点気がついて、実はきのう市長に要望に行きました。先ほどの話もそのときに出た話だと思いますけれども、これについて所見とお答えをお願いをしたいと思います。いずれ職員は本当に頑張っていて、寝ないで頑張りました。これは課長、褒めてやってください。

(福田会長) では、お願いいたします。

(長谷川課長) まず、八幡平市のほうでかなり松川の上流で強い雨、降雨量が多かったという情報は私も存じ上げております。今後については、今回市のほうで対応不足だったのは、やはり八幡平市の降雨情報、玉山区の降雨情報、それから松川の水位情報、そういったものがちょっと、8月9日の大雨の際の被害がどうしても念頭にありまして、繫地区、それから太田の猪去から上鹿妻、都南方面にかけて、そちらのほうの二次災害という、それにちょっと気が行ってしまって、どうしても繫は大丈夫か、猪去は大丈夫かと。実際繫が勧告出ましたし、猪去も大きな沢があるのですけれども、沢に土砂がまた滞積したとかということが現実にあったのですが、ちょっと盲点を突かれたような思いでした。その辺はやはり情報収集不足だった、南側の方に気を取られたのもありましたけれども、ご指摘もいろいろありましたが、インターネットでは国、県のホームページから松川の河川の水位を確認できるようになっております。したがって、今後についてはそういった河川の水位についてチェックする体制を整えたいというふうに思っておりますし、あと先ほど水位周知河川の要望を出したというお話をしましたけれども、マスコミ報道等によれば県でもその方向で進めたいということで発表されておりますので、これによって今回のような大雨災害が予想される場合には県のほうからいち早い連絡も来るものと思われれます。現に8月9日の大雨の際は、北上川と雫石川の情報についてはかなり早い段階でファクスが届いております。3時間後にあふれる、北上川が氾濫するおそれがあるという、そういった情報が3時間前に出されておりますので、今後についてはそういった形で県からの情報が来るものと思われれますし、あわせて市のほうでも独自に国、県のホームページによる水位情報の確認、さらには実は玉山区もかなり広い面積がありますので、それに対して玉山総合事務所の少ない職員、特に建設課なんていうのはわずか10人しかいない中で、半分以上の人がパトロールに出ても到底追いつかない状況だと思います。河川と道路と、そういったところを全部見て歩かなければならないということですので、その辺についてはやはり天候の予測等も含めて、气象台の確認等も含めて、ある程度重点的に回る地域というのを決めた上でやらないと、全職員が盛岡市内全域をくまなくというのはちょっと無理だと思うので、その辺についてはただ全庁的な体制で、今回の場合で言えばやはり玉山区を中心に回るべきだったのかなというところはありますので、その辺については改善していければ

というふうに思っております。

それから、避難した各避難所への時間帯ということですが、現時点で私はどこに何時に避難をしたかというのはちょっと手元に資料がないので、いずれその辺については総務課のほうとか確認すれば多分記録が残っていると思いますので、それは後で確認しておきたいと思います。

それから、橋に大きな流木がかかって、それが今回の被害を大きくする要因にもなったということですが、日ごろからこういった災害時だけではなく、平常時からそういった監視の活動というのは必要と思われるので、その辺のところは担当する部署のほうで定期的なパトロール活動というか、平常時からやるようにしなければならぬと思いますので、起こってからでは遅いと思います。未然に防ぐという、そのためにもそういったパトロールを行うようにしたいと思いますし、あわせて河川管理者である県のほうに河川のしっかりとした整備、聞くところによりますと、私も余り行ったことがないのでわからないのですが、八幡平市のほうはかなり河川改修は進んでいるというお話を聞いております。それに対して玉山区については、私も見て回りましたが、決壊したところも何カ所もありましたけれども、決壊とまではいかなくてもかなり浸食されているところも多数ありました。なおかつ、ヘアピンカーブのように曲がりくねった川となっておりますので、どうしても大水になったときには被害の拡大のおそれがあると思います。したがって、こういった河川改修については所管課のほうを通して県のほうにも要望をしてみたいというふうに考えております。

あとは、地域との連携については、確かに玉山区については自主防災組織はないのですが、消防団も十分に活動していただいておりますし、あとは婦人消防協力隊も充実しておりますので、そういった防災関係の団体と協力して、こういった情報交換をしながら減災につながるような取り組みを進めてまいりたいと思います。

(佐々木委員) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

今課長から話が出ましたので、改めてお願いしておきますが、八幡平市から来る松川の河川の改良工事については格段な差ができました。向こうがすいすい流れて、盛岡に入るとまったという原因もあるということを使う人も多いのです。これは見てわかるとおり、これは早急に担当課のほうにお願いをして、国、県に上げていただきたい。

それから、関連して農業用水、土地改良施設といいますけれども、これも盛岡市に入った途端に悪いのです。これは農林部、小原課長は好摩の方ですが、八幡平市並みの土地改良、農道は別にして、水路関係は早急にお願いをするように課長さんのところからお話をいただければ幸いです。これは要望です。

以上です。ありがとうございます。

(福田会長) ありがとうございます。

(佐々木参事兼総務課長) 避難所の関係でございますけれども、こちらのほうは玉山総合事務所のほうで対応させていただきましたので、お答えをしたいと思います。

避難所開設につきましては、まず基本的には勧告を出したと同時に、それぞれの指定管

理者のほうにお願いをしたところでございますけれども、その前に自主避難ということで、既にほとんどのところが開設をしていただいております。特にも下田川崎につきましては向川崎の3軒、いつも冠水する場所でございます、そこについては私どものほうでも十分把握をしておいて、事前に3時過ぎには対応して、そちらのほうに避難をしていただきましたけれども、避難している間に床下浸水まで下田川崎のコミセンも及んだということで、場所を山田コミセンに移動して、そこを今度避難所として指定したという状況でございます、正確には避難所として開設したのは勧告を出したと同時となりますけれども、実際には自主的にそれぞれの消防団の皆様方、それから自治会の管理者の皆様方のところでコミセンを開放していただきまして、そこに自主避難をしておったという状況でございます。

なお、避難所のほうの職員の対応でございますけれども、当日9時半ごろだったというふうに記憶しておりますけれども、総合事務所の職員だけでは対応がし切れないというようなことで、本庁のほうから20名の応援を要請いたしました。それで、そのうちの10名については道路パトロール、河川パトロールに従事していただきましたし、残りの10名には避難所対応ということで割り振りをさせていただきました、その点で総合事務所といえますか、こちらの玉山区のほうの状況を把握している方と組ませればよかったですけれども、なかなかそこまで頭が回らないような状況でございます、結果としてそういった地元精通していない職員が配置になったということについては反省をしているところでございます。玉山区の5課の職員、全部で62名ほどですか、現在いる中で、休日ではあったわけですが、42名を超える人数の方々に集合いただきましたけれども、消防、警察、それから自衛隊等の救出活動がされている中で、まずはそういった方々の安全を確保するというのを第一義的にやらなければならないということで、そういった関係で5課の職員については避難所対応等ではなくて現地との対応、それから与えられているそれぞれの業務があるわけでございますので、そういった業務に携わったということでございます、その分配慮に欠けた部分については今後改善をしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(佐藤課長) 先ほど消防のほうから出た小規模見舞金の関係でございますけれども、10月1日現在ということでお知らせしているところでございますが、実は配布しているのが我が課、健康福祉課でございますが、最新、今現在62件ございまして、そのうちの60件配布済みでございます。なお、これは請求に基づくものではなくて、こちらで地域福祉課の職員が被害に遭われた各家庭を全て回って歩いて、その上で支給決定をしているということでございます。

それから、先ほどの当日の対応だったのですが、うちの課は実は避難所への物資を配給、配布する係だったのですが、当然全部の職員はこちらにも来れなかった状況、その中で避難所の中よりも物資を配るのに、川向こうになると岩姫橋を渡って、生出を回っ

て松内に届けるとか、そういう状況でございました。したがって、逆に地理に詳しい人については日赤の物資とか食料とかを配るほうに回っていただいたこともございますので、確かに地元の職員が来なかったという話も聞いてはございますが、そういう状況であったということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

はい、どうぞ。

(皆川委員) 済みません、一言。玉山区には自主防災組織がまだないようなお話をされましたけれども、好摩東自治会では自主防災組織をしっかりとつくっております。それで、去年だったでしょうか、台風が近づいたときに事務局している担当者が市職員なものですから、日中でしたので電話をよこしまして、一応防災センターに集まって、ひとり暮らしの人とかが心細くなるかもわからないから、何人かで組織ごとに待機してくれないかと言われてまして、呼びかけたら集まった係は結局女性だけなのですね。男の人で役員はみんな勤めに出ていますので、だから日中の何か災害とかあった場合に対応、そのときそのときでやっていくのは、普通家庭にいる、村山さんもそうなのですから、女性の役割というものもしっかりしていかなければならないと思っている自主防災組織です。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(津志田委員) 下田保育園を見まして、物すごく大変だなという思いをしながら、次の日朝早くから行きました。それで、災害ボランティア保険も掛けないままに行きました。それで、終わってから思ったことは、やっぱり朝早くから災害保険を掛けれる体制にやっていたければよかったのかなというのを最後に感想として思いましたが、私たち自治会でも数名行きましたが、ボランティア保険を掛けてから現場に入るようにということで、まずそれを先にやりましたけれども、もうその前日、災害に遭った次の日でしたから、うちも孫が世話になっている関係上、うちでも行きましたし、家族3人で仕事を休みながら、ボランティア休暇というのをいただきながら、大変な時期に行ってまいりましたが、何回も繰り返しますが、災害ボランティア保険だけは、年間でもいいですし、以前は交通災害の保険、総務課で取り扱っていたような記憶があるのですけれども、現在も取り扱っていらっしゃるのか、交通災害保険……やっていたらいい。では、この災害ボランティア保険というのは社会福祉協議会のほうですか。これも1年間を通じて何とかなれるような体制ができればいいのかなとこの間思ったのですが、そこをちょっと検討していただければいいかなというふうに思います。

(福田会長) その辺はどうでしょうか。

(佐藤課長) ボランティアの関係は、災害になりますと実際には障害福祉課が担当しております。障害福祉課から社会福祉協議会のほうにボランティアの立ち上げということで要請をするというふうな流れになっております。それで、その次にボランティアセンター立ち上げ、今回社会福祉協議会の中でサテライトが玉山にできたということですが、朝早くの対応というよりも、なかなか直接ボランティアセンター経由でのというふうな動きが、朝に私もちょっとのぞいてみたのですけれども、急なために人数が限られた人しか出ていなかった。それから、ふだんボランティア活動をなさっている方は社協のボランティアに登録をし、その中に社協のほうからも幾らか助成が出ますので、個人負担は幾らでもないというふうな制度はあるのですけれども、なかなかボランティア保険に加入しなければならないということを恐らく皆さんご存じないのかなというふうなこともございますので、その辺については今後保険加入とか、そういうのも含めて、ボランティア登録も含めて進めていかなければならないことであるというふうに思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) なぜかと申しますと、物すごいぎなんかもあったし、だからこれは大変だったなど。家族がそれで帰ってきたのですけれども、これがよその人だったら、物とかそういうのが流れてきていたら、あの泥の中ですから、大惨事に至らなくてよかったなどという思いもちょっとしたのです。だから、どこかじゅくじゅくして痛いなどというところまではいいのですけれども、それで終わったボランティアでしたので、今後年間を通じて活動できるようなやり方があればいいなというふうなのを感じたものですから、そういうのがあるのであれば住民の皆さん方にも呼びかけていただければありがたいなと思いたしたので。この間のは急遽でしたから、保険どころではなかったのです。現場に行って何とかしてあげたいという気持ちでボランティアに行きましたので、ただ下田保育園は屋根しか残っていませんでした。それを次の朝早く、うちの地区も老人の方たちも朝早く行って、本当に泥出しからやりました。そういう気持ちを見えていますといたたまれない気持ちになりましたけれども、保険だけは何か、皆さんがすぐにでも作業に取りかかる体制づくりのほうにご指導いただければありがたいなと思いたしますので、よろしくお願いたします。

(福田会長) では、これは要望として承っておきます。

そのほかございませんか。

(右京委員) 今の津志田さんの要望等にも関係するわけでありましてけれども、実は私も盛岡市の社会福祉協議会のほうにかかわりを持っておる立場でありますので、9月16日の災害あって、17日の朝、私も管内の災害の発生した場所をずっと巡回をしまして、社会福祉協議会の玉山支所あるわけでありまして、いろいろさまざまな事象が発生する中でのボランティアセンターサテライトの設立、職員が中心になって頑張っておりました。11時ごろ市の要請等々含めて、そのセンターが立ち上がって活動開始したわけでありましてけれども、確かに今ご指摘ありましたように、災害発生した自体も、その時点でも余りにも急速な増

水で大変な状況に陥ってしまったという、混乱があったわけでありまして、その中で救助に向かう、いろんな反省点があるなということをつくづく思っております。

今詳細、いちいち話をするわけにはまいりませんが、自主防災の組織、これも非常に弱かった。全然ないわけではなくて、消防団とか自治会とか、いろいろ自主的な活動はあるわけでありましてけれども、玉山区としてのまとまったそういう組織が弱かったという非常に大きな反省点があつて、これは今玉山総合事務所を含め、防災関係のそういう団体が一緒になって早急に立ち上げるという動きもありますから、そういう方向へ早く向かう必要があるなというのをつくづく思っております。

ボランティアの関係についても、るる担当課長からもありましたように、今回は余りあつた突発的な人命にかかわるような大変な事態、今まで比較的経験が少なかったという関係もあつて、そういうボランティアに対する日常のかかわりが、これも非常に弱いなというふうに私も反省いたしております。やはりこれも関係組織の参画を呼びかけながら、早急にボランティア活動がスムーズに着手できる体制、それから着手してもボランティアにいろんな面で対応ができる地域組織、地域の個々のありよう、これをしっかり確保していく必要があるというように思っておりますが、私も社会福祉協議会にかかわる立場でも、これからそうした面努力しなければならぬというふうに思うし、いずれ関係するそれぞれの民生児童委員さんとか自治会さん、いろんな組織あるわけでありまして、それらの連携を含めて、これからさらに強めていく必要があるなというふうにつくづく反省いたしております。

以上です。

(福田会長) どうもありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

(なし の声 )

(福田会長) なしという声がございしますが、いずれ我々にいまだかつてない、経験したことのないような大災害だったわけでございまして、対応等にも大変それぞれの地域の方々も努力をされながら救助に当たったり、大変なご苦労をなされたわけでございます。いろいろとこのことを反省しながら、やはり災害時におけるそれぞれのマニュアル等も作成しながら今後取り組んでいかなければならないのかなというふうな思いがするわけでございますが、まず人的な被害はなかったということが大変ありがたいことだったわけでございますが、今後ともひとつそういうものを捉えながら、市のほうでも十分に地域をご理解をいただきながら対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、報告第5号につきまして以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

ここで45分まで休憩いたします。

(16時36分)

(福田会長) それでは、会議を再開いたします。

(16時46分)

## (2) 審 議

(福田会長) 諮問事項でございますが、審議第1号 盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を願います。

(星教育次長兼学務教職員課長) 学務教職員課、星でございます。それでは、盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、児童生徒のよりよい教育環境を確保するため及び地域住民の皆様のご要望に基づきまして、平成25年度末をもって盛岡市立外山小学校及び薮川中学校を閉校することとして、これに係る設置条例を一部改正するものであります。

今回の2校は、いずれも盛岡市小中学校適正配置基本計画による複式学級解消の対象校でありまして、外山小学校は米内小学校に、薮川中学校は米内中学校にそれぞれ統合する方向で、PTAや学区内の自治会と協議をし、合意形成が図られたものであります。

外山小学校及び薮川中学校の閉校に関する要望書が提出されたことにつきましては、昨年平成24年10月2日に開催されました第42回玉山区地域協議会において報告第4号として既にご報告いたしております。

別添の参考資料をごらんいただきたいと思います。今年度の外山小学校の児童数は4名で、来年春の卒業予定者はゼロ名、入学予定者は1名となっております。よって、5名の児童については来年度から統合先の米内小学校に通学することになります。一方、薮川中学校の生徒数は現在3年生が2名で、来春その2名が卒業いたしますと、入学予定者ゼロということで、在校生がいない状況となります。

さて、これからのスケジュールであります。本案をご承認いただいた後、改正条例を盛岡市議会12月定例会に上程いたしまして、平成26年4月1日の施行を予定しております。なお、現在外山小学校と薮川中学校ではPTAを中心に合同で外山小・薮川中閉校記念事業実行委員会を立ち上げて、来年3月に予定している閉校記念式典の準備を進めているところであります。

また、学校跡地利用についてですが、地域の要望に基づきまして、薮川地区公民館、薮川出張所及び外山学童保育クラブを現在の外山小学校に移転させるとともに、移転後の薮川地区公民館は外山地区コミュニティセンターとして活用することで庁内協議を現在進めております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(福田会長) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご意見、ご要望等ございましたらお願いいたします。質問等ございますでしょうか。



( なし の声 )

(福田会長) なしという声がございしますが、ただいまの案件につきまして可とすることによってよろしいでしょうか。

( はい の声 )

(福田会長) 全員可とすることに賛成でございますので、審議第1号につきましては原案のとおり答申することにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、自主的審議事項に入ります。

審議第2号 委員提案事項について「農林部を玉山総合事務所に移転することについて」、提案者の説明を求めます。

(佐々木委員) それでは、説明をいたします。

(福田会長) どうぞ座ってください。

(佐々木委員) これについては事務局のほうから資料が出ていまして、以前に全体の庁舎の使い方等々含めて、その中で農林部の移転という庁舎の効率利用のところでご提案申し上げ、今のところ考えておらないというご回答をいただいているものであります。今回特に農林部を玉山総合事務所に移転をしていただくということについては、その時点と今の時点では農林業関係の現実的な変化があります。まさにTPPを初め、岩手の農業、盛岡の農業の行き先が非常に不安定になっております。国際情勢の変化もございします。ましてや今回の水害、災害等を含めて、自然環境の保全上の重要性が増しております。ましてや市内では農林業の生産額が全体の4%と言われております。したがって、農林予算の急激な減額も見られます。であれば、まだまだ生産額の重要度の高い盛岡市の農林業の中心である玉山区内に農林部を移転をしていただくほうがよろしいだろうと、こういうことで強く移転を要望するものであります。

中身についてはまさに書いてあるとおりであります。玉山総合事務所も60名ちょっと、2階、3階ほとんど入っております。天下の盛岡市の農林部をここに移して、盛岡広域の農業、特に八幡平、岩手町、葛巻を含めた新岩手農協の中心部の全体を見れるという場所もございしますし、ぜひぜひ総合事務所に移転を強く要望すると。加えて、今回要望を決めていただかないと26年度予算に間に合わないのので、26年度予算要求に間に合わせて27年度スタートができるように、あるいは26年度中途からできるように早急なご結論をお願いをしたいと思っております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございました。

提案者の提案理由の説明が終わりましたので、では審議をお願いいたします。ご意見、

ご質問等。はい、どうぞ。

(齋藤委員) 23年度ですが、既に要望書を出しているようですが、私はここの総合事務所の充実、あるいは玉山区の農業の発展のためにも再度要望していただければと思いますので、賛成します。よろしくお願いします。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(桜委員) もう大半賛成と思いますので、可として出したほうがよろしいかと思います。

(福田会長) このことにつきましては、前回は過去にもこういう案件を提案しているわけがございますし、また懇談会においても大分ご意見も出ております。そういう面を捉えながら、皆さんからも慎重なご意見をいただきながら方向性を決めていただければと、こう思いますが、そのほかにはないでしょうか。

はい、どうぞ。

(駒井委員) 商工会議所の玉山支所の関係で、私も会員ですので、いつも出ている話の中に、前回の要望書にも出るような形で、ぜひ玉山総合支所の中で働く職員の数をふやしてもらいたいと、それを地域の活性化につなげたいというのは常に出ている課題ですので、前回と同様な形でぜひ進めていただきたいと思います。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。

(右京委員) この案件、今も話出ておりますように前回総合事務所の利用促進、充実促進という観点からこの協議会でも審議をして、市長に意見、要望を出して、その対応についての対応も得ておるわけでありまして。今も発言それぞれの委員からありますように、確かに総合事務所の大きな活用、あるいは玉山区の農林業の発展、そうした面から考えると当然誰もが望むところであることは間違いないわけでありましてけれども、玉山区内の産業の振興、わけても農林業の振興、これはもう喫緊の課題なわけでありましてけれども、それをいかに具体的に時勢の要請に応じて、その振興を図っていくかという大きな課題、これは一朝一夕には答えがなかなか出てこない。ですが、やはり盛岡市の中でも農林業を主体にする、産業の中心とする玉山区としてその振興策を、本当に経営を担う立場の人たちを大いに前面に出して、そうした発展方向を明確にして実践していくことが最も大事なわけでありまして。

ですが、今も話出ておりますようにTPP初めグローバルがどんどん進む中でのこういう振興策というのを策定する、あるいは実践に結びつけていくということは至難のわざではないものであります。そうしたことの中に、地域として今早急に何をすべきか、まず総合事務所なり市の農林業の助成施策の中心をここに、玉山区に置くことが最も解決の近道であるというのであれば、それは大いに結構なわけです。結構というよりも、そうあってほしいわけでありましてけれども、なかなかそうもいけないというのを私前段も話した本当

の振興策、経営を担う者、あるいは経営を担ういろんな組織、それが本当にまとまって、それまで市の施策と一体となつてそういうことができる気運が盛り上がってきているかとなると、なかなか難しい面があるというふうにも思います。ですから、私たちこのことに取り組む一番の基本的な姿勢としては、地域協議会の議論も大事ですけども、やっぱり農業に直接かかわる地域団体が玉山区の中にもあるわけでありますから、そういう方々との連携、そういう中で市当局に強く、しかも実現が可能な形で再度意見を出す、要望をしていくという、そういう強い姿勢が求められているのではないかと思います。

そういう面で、提案者からは26年度予算要求に間に合うようにというお話でありますから、その気持ちは重々わかるわけでありますけれども、なかなかそう簡単にはいかない事情もあるのではないかと思います。そういう面での玉山区の中の関係する諸団体、組織との連携の面で、何かしらこれを市長に意見、要望出す場合に、前段としてそれを玉山区内での強化のための連携行動が必要なのではないかと思います。そういう面での委員の中での意見等あれば参考にしながら、出すのであれば強力に出すという、あるいは実現可能性を強く示した形で出したいというように思いますので、一応発言をしておきました。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。いろいろご意見等もあるわけですが、提案者の強い意向もあるわけですが、この件については非常に我々も前回も提案しているというような中身もあるわけですが、今回そういう方向に向けて市のほうに上げることが果たしているのかどうか、時期からいえば今しかないよという提案者の声もあるわけですが、何か皆さんからご意見がほかにございますでしょうか。

(佐々木委員) では、補足しますけれども、12地区も回って非常に多い希望事項なのです。上がったものをすぐ上げないと地域協議会の意義がなくなります、はっきり言って。いっぱい出ましたけれども、この農林部の移転については多くの会場で出ているわけです。これは、即対応するという我々15人の責任だと思います。

市がどうとろうと、これはわかりませんが、大体今の公園下の窓のないところに我々農林部があるということが大体おかしいわけです、こんな広い道路があるのに。役所的には、今右京さんのおっしゃった話が出てくると思います。ただ、そうであればそれでもやむを得ない、それだけ農林業に対する我が市政の甘さというふうに判断をせざるを得ないと、それを地域住民には伝えていかなければならないと、無理でしたと。したがって、今回ぜひ出して、商工関係にも大きく影響しますし、ぜひお願いをしたいなど。これはぜひ多数決でもいいですから、負ければ私も諦めます。15人中半分以上が反対でしたと、これも含めて地域住民には報告してほしいと。それだけ大きな話ししてきたものですから。

(齋藤委員) ただ、23年度に出して……ですよね。

(佐々木委員) 23年3月でなかったかな。年度からいくと22年度だよな……23年。

(齋藤委員) ただ、いいものかどうかもちよつと気になりますけれども、ただ要望ですから、いいのでしょうか。課長さん、どうなのでしょう。

(佐々木参事兼総務課長) 23年度のときには空きスペースの利活用ということで出したわけですが、内容については同じような内容で出ておまして、回答はこのとおりということで、今回も同じような回答の中身になるのではないかなと思います、今の時点では。ですから、先ほど会長さんもちよつと触れましたけれども、今12会場で住民懇談会をやつて、農林部の関係についてはさまざまな箇所でも複数の意見が出ておるのは確かかなわけでございます。これから皆様方のほうでそれらをまとめて、市長のほうに来年提言をするということに事務的には進んでいくのだらうと思いますけれども、単発で出すことがいいのか、提言書の中に特に重点的にそれを盛り込んでやるかという、手法にもよるとは思います。よりよいものにするという意味合いでは、そういったものを網羅して一緒に提言、そのような形でまとめるのも1つの方策なのかなとは思いますが。事務局の立場ですからそれ以上は申し上げられませんけれども、提言書の中にまとめるというのも1つの考え方なのかなという感じはします。単発でやることによってより強いかもしれませんが、今の段階で組織機構についてはまだ触れておりませんので、市のほうでも。それを26年度あたりから触れて、検討していかなければならないというスタンスでありますので、今の時点で出すとまだ検討に入っていない段階ですので、余り差しさわりのないような回答の中身になってしまうのかなということで、方向性について、今回意見として出したものに対して市のほうで中身のある回答ができるかということになると、担当課ではございませんけれども、その辺どうなのかなと心配されるところではあります。このぐらいしか申し上げません。

(齋藤委員) 続けて1年、2年でも出していけるのかなと、ちよつと心配な点がありますし、ただ今度の場合、これは地域協議会ということではなく、住民懇談会もやりましたよね。そういう住民の意見もこうだということで、出してもいいような気がしますけれども、どうなのでしょうかね。皆さんはどうなのでしょう。

(佐々木委員) もう一つ補足しますけれども、我々の任期は1月10日なのです。今出さないと次の委員になりますよ。ここ十分に考えてください。それではないと、先ほど26年から検討する市の方向があるような情報も今話されましたけれども、そうらしいという情報も聞いています。であれば、今出さないとその議論にのらないのです。したがって、我々の任期中に出しておかなければならないと。大方賛成意見もありました。慎重意見もありました。あとは多数決をとっていただいて、決めていただければ幸いです。

(福田会長) はい、どうぞ。

(皆川委員) 地域でいろいろ話し合いして、12地域を回って、区民の皆さんといろいろな意見を聞いたり懇談した中で、確かに農林部の話、うちの担当地区でも出ました。そして、きょうこれ終わったらいろいろな話し合いに入ると思うのです、この地区懇談会した中身。その

中身をよくよくみんなで話し合っ集約をして、そして佐々木由勝さんの意見とあわせて、地区民みんなの意見ですよというような形で何点か重要な項目を出していったほうが良いような気がするのですけれども、それ1月10日までに間に合えばいいのではないのでしょうか。

(佐々木委員) どちらでもいいですけれども……それぞれの委員からの……

(皆川委員) いや、賛成なのです。賛成なのですけれども、課長さんの話を聞いて、ああそうだなとも思ったし、確かにそうすると地区民の意見が反映されてくるのではないかなと思うのです。

(佐々木委員) 当然これだって出ていますから、これは地区の皆様方の意見も踏まえていると、これはまさに書いていませんけれども、それは正式な文書に入るわけです。当然の話で。それをまとめてしまったら、これはまただめですよ。1つだけこれがいいですよ、これはだめですよという回答は市はしないのです。地域協議会の意見として4項目5項目出したって、これとこれ考えましょう、これはこれはやめましょうというようにはならないので、1項目ずつ議論する必要がある。

(皆川委員) そうしたら、1項目ずつ出しましょう、話し合ってから。

(佐々木委員) ということで、今回は第1号ということでよろしくお願ひ。

(福田会長) はい、どうぞ。

(津志田委員) 私も賛成の立場から、住民懇談会の中でどこも出たお話でしたので、皆さんの意見も尊重したいと思いますので、賛成の立場からぜひともお願ひしたいと思います。

(福田会長) いろいろとそれぞれのご意見もあろうと思います。したがって、それぞれの会場においてもその言葉は聞いていると思います。

提案者からは今出さなければだめですよという、この辺が非常にひっかかるころなわけでございまして……

(皆川委員) 1項目というのは、きょうのもの単独で1項目という意味ではないですよ、私の言っている1項目は。地区民の意見の一つ一つを1項目にまとめて出していくと言う1項目です。

(佐々木委員) 逃げないです。出して何が悪いの。賛成であれば出したらいいのではないですか。答えは市が書くものですから、市長が書くものですから。ですから、それぞれ気がついた部分を提案して行って、答えがだめであればそれはやむを得ないという話になると思います。要望というのはそういうものなのです。正解をもらうために要望しているわけで

はないです。100出して99いったら最高です、1通ったら。それが要望なのです。出さないで結果にはならないと私は思う。

(皆川委員) 地区民の皆さんには、皆さんから出たご意見やいろんな考えは、今後地域協議会の中においていろいろまた協議をして話し合っ、そして進めていきたいし、みんなの意見を市長さんにも提案していきたいということでやってきたので、もう少し協議する時間あってもいいのではないのでしょうか。同じ結果にはなると思うのですけれども。

(佐々木委員) いや、だから例えばそう言ってきているわけです。26で終わっているのです。例えばきょう通して、11月号の「ひめかみ」に地域で要望のあった農林部移転については要望しましたと書くか、要望することによっていろいろ検討していますと書くかというのは、即やった、これは要望しましたと、残っている部分についてはこれからさらに検討しますと書いて書くと読みたくなる「ひめかみ」になるのです。前向きにだとか、前向きに検討するとかというのは役所が言う言葉なのですね、これ。と私は思います。

(齋藤委員) 私もそう思います。もう少し協議とって、協議も何も、皆さん何回も言っ、わかってますよね。だから出すかどうかの話だけだと思います。決をとればいいのではないですか、要望書を出すか、出さないか。

(駒井委員) 私が気になっているのは、前から空きスペースがいっぱいあるのに全然これが解決していないと。前回の回答でもまず民間云々という、前の事務長さんのときにご返答いただいているけれども、その辺が実際何らかの形で進んでいるかどうか、ちょっと事務長さんに聞きたいのですけれども、何かありますか、今現時点で。

(萬事務長) 空きスペースの活用ということですね。市のほうでも未利用地とか、会議室とかいろいろな格好で会議はやっているのですけれども、玉山事務所のお話からすれば、新たな動きが何かあるかということ、今のところ特にはないです。

(駒井委員) ありがとうございます。それで、なかなか民間を呼んでくる云々というのは、相手もあることだから難しいと思うのです。ところが、市の内部での異動ということであれば、市長の決断あるいはトップのほうの決断でできることではないかなというのを私は考えます。長年ずっとこれ言っていることですし、農林部でずっと話は進めていますけれども、何らかの形でここを利活用するということを進めないと、ずっとこれはペンディングになってきている事項なので、私は佐々木さんの言うように今回もう一度出して、我々はこれにこだわっているということを表示したほうが、これはこれでしたほうが私はいいと思います。あと、懇談会の内容はまた皆さん改めて精査して、そこからピックアップしてお話はするにしても、今回のこれに関しては、やっぱり私たちの意思を強く出したほうがいいと思います。

(福田会長) そのほかございませんか。

( なし の声 )

(福田会長) この諮問事項につきましては、やはり賛否をとるものではないと私は思います。したがって、これを受けるのであれば全員の同意をいただきたいと、こう思います。それは、地域協議会としての組織の問題でございますから、市長に提案する場においても全会ということにしないと、やはりこれは強さが出てこないということになります、いかがでしょうか。ただいまの提案を可とすることよろしいでしょうか。

( はい の声 )

(福田会長) それでは、審議の第2号につきましては原案のとおり可とすることで進めさせていただきます。

審議第3号 委員提案事項について「IGR線下田駅の早期着工と駅名について」を提案いたします。

(佐々木委員) それでは、2つ目の提案であります。

IGR線下田駅というのは、先ほどの新市建設計画にもありました27年以降に行う事業ということで、まだ予算も何も検討もされていないわけでありまして。ところが、平泉が世界遺産になりました。オリンピックの開催が決定をいたしました。世の中はどんどん変わっております。まさに観光業で1つの地域活性化をすると、これはアベノミクスの中でも言われております。そうなりますと、新市建設計画でうたわれております下田駅の早期着工を要望をします。その場合に、下田駅では受け入れ効果は少ないと、したがって啄木公園駅と。啄木公園であると言われると、昔はあったけれども、今は渋民公園になっているわけですが、それは別にして、全体が啄木公園ということでもよろしいと思っておりますので、駅名を付して提案をするものであります。

まさに提言内容は書いておりであります、世界中からの観光客を狙うと、これはIGRのお客さんの呼び方にも好影響が出てくるだろうと。外国人で一番日本で人気のある文学者は石川啄木だと、まさにローマ字日記が大変な評価になっておるわけです。したがって、県内では宮沢賢治に負けているわけでありましてけれども、世界的にはきっと啄木文学が勝つような気もいたしますので、これは来年度、再来年度という話ではないわけでありまして、早期着工、27年以降というものを前倒しで考えていただきたいというような、内容的には好摩駅のように10億かける必要はないと思っております。無人でホームと屋根がついていれば結構、100台の無料駐車場をつける必要もないと思っております。啄木公園駅という看板が欲しいという内容であります。そういうことをご検討をよろしく願いをいたします。

以上です。

(福田会長) 説明が終わりました。

いろいろと協議する中身につきましては、資料等も必要になってくるのではないかと思

いますが、その辺は皆さんからのご意見等もいただきたいと思います。

(佐々木委員) これは、継続審議をするということであれば受ける準備はあります。

(駒井委員) 今提案者から一言ちらっとありましたので、それを受けて懇談会でいろいろ出ていることもありますので、この件に関しては新市建設計画にも入っていると。そういうのも踏まえて、懇談会の精査した後に何をやるかの一つに加えてこれを進めていったほうがいいと思いますので、今回はこれを取り下げてくださいほうがいいと思います。

(佐々木委員) できれば継続審議、残していただきたい。これは会長に一任をいたします。

(福田会長) まだいろんな協議事項もあると思いますので、一たん取り下げて、次回の検討会あたりでも十分に……

(佐々木委員) ただ、事務長にちょっと聞きます。市のほうでこういった議論がなされていないのかどうか、新市建設計画の中身の審議の中で。市長との話し合い等々でそういう話は出ておりませんか。というのは、前潟駅が手を挙げているのです。前潟に新駅をつくと、こっちの後なのです。これが前潟に負けるわけには私いかないと言っているのです。同時スタートして検討してくれという今お話、陰にあるのです、書かなかったけれども。これ前潟が先いって、こっちが後になったら、我々の地域協議会の力量が問われますよ。これははっきり言うておきます。よろしくお願いします。どうですか、情報は。

(萬事務長) 情報といたしましては、こちらの下田駅については調査という格好で建設部でやっています、何もとりかかっているということではないはずですが、予算的な意味での反映はないと思いますが、積算などは交通担当のほうでやっております。ただ、ご存じのとおり最初に問題になるのは市街化区域がないから、あそこところに農振がかかっていると、そういう非常に大きな縛りが現時点でかかっている場所に今回駅をつくらなければならないということ、行政の立場からいけばそこら辺のクリアがあります。ただ、実際建設部のほうでは、調査とかアンケートとかやっていますので、その動きはきちんと進めているはずですが、ですから、そういうお話がどうなっているのかという、建設部とかそちらのほうから聞くのも最初にあったほうがいいのかなとは思ったりしていますけれども。

あと、名称について啄木公園はないのですよね、固有名詞は。

(佐々木委員) 昔はありました。

(萬事務長) 昔はね。名称に啄木の名前を付すのはいいとは思いますが、最初から断定的に入れるよりも皆さんで議論したほうが、その辺はいいのかなとかと、個人的に、ちょっと感じたりはしていますが、建設部でもそのまま何もしていないという状況ではないと聞いております。



(佐々木委員) それでは、会長さん、取り下げという冷たい話もありましたが、継続審議で、建設部の今の進みぐあいの説明を求めると、その上で検討するというぐらいにしてくださいませんか。

(福田会長) 提案者から継続審議というような要望がございますが、そういう形でこの件につきましては継続審議ということではよろしいでしょうか。

( はい の声 )

(佐々木委員) ありがとうございます。

(福田会長) 以上で審議第3号につきましては継続審議ということで終わらせていただきます。以上で審議については終わらせていただきます。

## 6 その他

(福田会長) 6番のその他に入りますが、私のほうから、研修視察が実施されたわけでございますが、これら等について報告をいたしたいと思っておりますので、暫時読み上げて報告にかえさせていただきます。

8月27日から28日の2日間、静岡市と浜松市にて今年度の委員視察研修を行いましたので、その概要について私のほうから報告させていただきます。

今年度の視察研修の主な目的ですが、1日目の静岡市では、地域協議会の代替機関として参考とすべく、区民懇話会と呼ばれるまちづくりに関する提言書をまとめ上げ、市長へ提出する機関の活動状況について、葵区区民懇話会を事例として研修してまいりました。また、2日目の浜松市では、地方自治法に基づく地域自治区の廃止後の地域の状況や、地域協議会の後継組織であるまちづくり協議会の活動等について、北区の三ヶ日まちづくり協議会を事例として研修してまいりました。

詳細については、本日お手元に配付しております、右上に資料その他1と記載された報告書にまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。私のほうからはその概略を報告申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、静岡市の区民懇話会についてですが、平成17年に静岡市が政令指定都市に移行した際、3つの行政区ごとに設置されました。10名の委員は公募、各種団体、学識経験者により構成され、任期は2年とされています。現在は25年度に委嘱された第5期の委員が活動しているところです。懇話会では、区長へ提出する地域づくりに関する提言書をまとめるために、年6回程度開催しているワークショップ形式の会合において提言書のメインテーマをまとめ、それに関連する具体的な事業等について話し合いが行われているところでございます。

葵区では、平成21、22年度の第3期懇話会までは提言した71事業のうち61事業、約86%が実施済みとなっております。提言の内容は、旧静岡市が政令市への移行により駿河区と

葵区に二分されたことから、区民に向けて葵区の魅力や地域課題等を情報発信するような事業等について提言が行われているところです。

一方、浜松市北区の三ヶ日まちづくり協議会では、合併当初の地方自治法に基づく地域自治区が設置されておりましたが、合併後当選した新市長のマニフェストにより地域自治区、地域協議会が廃止されました。政令指定都市に移行の際、設けられた行政区ごとの区協議会に統合されました。地域協議会の廃止に関する条例が制定されてから、施行まで2年の期間が置かれ、その間地域協議会の代替組織として、法に基づかない任意団体のまちづくり協議会と呼ばれる組織の設立準備が行われました。

その中でもいち早く立ち上がったのが北区の三ヶ日まちづくり協議会でした。三ヶ日まちづくり協議会は、行政や議員に頼らない自立した組織を目指し、会員の意識改革を図りながら、浜松市内でも革新的な活動展開を始めたようです。協議会は、自治会連合会、各種団体代表者、地域協議会経験者、北区協議会委員などで理事会を構成し、地域のネットワーク、情報共有が緊密に保たれているようです。また、地域協議会が解決できなかった課題については、引き続き問題対策チームを組んで解決に向けて取り組んでいるとのことでした。また、まちづくり協議会に対する行政からの財政的支援、人的支援は全くないとのことで、完全に自立した組織となっているようです。そのことが組織としての発言力、影響力の強さにもつながっているとのことでした。

以上、2つの事例を視察研修してまいりましたが、いずれも試行錯誤、さまざまな苦勞をされながら地域づくり、地域課題の解決といった共通の目標に向け、工夫された組織運営がなされていると認識いたしました。

今回報告書にも記載のとおり、研修に参加された各委員の所感もおおむね、大変有意義で参考となる研修であったという内容でありますし、今後の玉山区のあり方への展望が徐々に開けてくるような思いをする研修でありました。今回の研修で得たものを今後地域づくりに役立てるよう、委員の皆様と共有し、現在取り組んでおります玉山区の今後のために生かしてまいりたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、研修したその報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

研修に参加された方で、これに不足分を補っていただければ大変ありがたいと思います。はい、どうぞ。

(佐々木委員) 会長さんの報告のとおりだと思います。しかし、行政サイドから見れば最高の合併形態でした。地域住民から見たら、日本でも最悪の合併状態に今はなっております。両方とも100万都市、政令指定都市になるための合併だったなと思って聞いてきました。今はどんどん地域協働活動が進んでいる中で、中央集権政策であります。市役所本庁が中心市街地を中心とした画一的行政に持っていけるような体制づくりのところでした。これまでの上越、上田、宇都宮と比較をして、まさに地域住民側から見れば、こんなところには玉山区はなりたくないなということで、この合併特例法の自治区の継続を強く感じた研修でありました。そういうところを選んでくれた事務局には大変感謝をいたしております。以上です。

(福田会長) どうもありがとうございました。これもまた1つの成果でございますので、ありがとうございました。

以上で私のほうからは終わりますが、事務局のほう、ありますか。

(佐々木主任主査) それでは、私のほうから3点ご報告させていただきます。

まずは、玉山区地域協議会だより、年4回発行しております。この発行についてでございます。例年秋号として10月中旬に発行しておりました。その発行に向けて事務を進めておりましたが、そのさなか台風18号の被害がございましたもので、これに関連する情報を急遽掲載しようということで、発行時期を調整させていただきたいというお願いでございます。現在の状況では、11月1日発行予定として事務を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、皆様には既に文書でお知らせしておりましたが、福島県南相馬市の鹿島区地域協議会の視察研修が10月29日火曜日、午後2時から当事務所で実施されます。当協議会の対応ですが、会長ともご相談した上で、会長、副会長、部会長の対応とさせていただきますので、あらかじめお知らせいたしておきます。

最後、3点目でございますけれども、次回の地域協議会の開催についてでございますが、11月下旬を予定しております。日程につきましては会長と調整の上、後日皆様にお知らせいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(福田会長) 事務局から3点ほど報告があったわけでございますが、何か確認したい点ありましたら。

(佐々木委員) 1つあります。「ひめかみ」の発行について、私が行ったところではほとんどが地域協議会会報「ひめかみ」を読んでおりませんでした。読みにくい、おもしろくないと、ごちゃごちゃとただ書いていると、わけのわからないものだからほとんど読んでいない、10人に1人も読んでいませんでした。したがって、地域協議会でどういう議論したかだけに絞って出してほしい。知らないのです、担当者は。これもあれもと書きたくなるのです、ああいうのをやると。盛岡市の広報が一番今評判悪いですね。書きっ放し書いて、ほとんど読んでいません。だから、まさに我々の通信もそうなっているので、何とか。今回は仕方ないとしても、地域住民に読んでもらうような工夫してくれませんか。これ多く出されました。読みたいと思わないと、ごじゃごじゃと字ばかりだと。したがって、できれば地域協議会があれだけ理解されていないということに、私は2期目の委員であります、最初からやっている方々どう思っているか知りませんが、非常にがっかりしました。「何やっているの、おめさんたちは」こういう話がいっぱいありました。「年に4回の通信読んでいましょう」と「何、あんなのあるの」これは一番悪いね。わかっているけれども、読みたいものではないものということでしたので、これは皆さん、何でもかんでも書かないで、ここで地域住民の人気を得るような記事を上手に書いていただくように、これは要望です。おまえ書けと言われても困るのです。よろしくお願います。

(福田会長) そういうことだそうでございますので、ひとつよろしく。  
そのほかございませんか。

( なし の声 )

(福田会長) なければ、協議会の分につきましてはこれで終わりたいと思います。

## 7 閉 会

(佐々木参事兼総務課長) 福田会長、そして委員の皆様、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして第48回の玉山区地域協議会を終了させていただきます。大変ご苦勞さまでございました。

(17時36分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail [tm.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:tm.soumu@city.morioka.iwate.jp)